

# **九十九里町地域防災計画**

## **地震・津波災害応急対策編**



## 目 次

第1節	情報の収集・伝達	地・津-1
第1	災害情報連絡体制の確立	地・津-1
第2	住民への広報・広聴	地・津-7
第3	報道機関への対応	地・津-9
第2節	津波情報の収集・伝達	地・津-11
第1	津波情報の収集	地・津-11
第2	津波情報の伝達	地・津-12
第3節	消防活動	地・津-13
第1	応急消防活動	地・津-13
第2	危険物対策	地・津-14
第4節	警備・交通対策	地・津-16
第1	災害警備	地・津-16
第2	緊急輸送路・車両の確保	地・津-17
第5節	避難計画	地・津-21
第1	避難活動	地・津-21
第2	避難所の開設・閉鎖	地・津-24
第3	避難所の運営	地・津-25
第4	要配慮者の対策	地・津-27
第5	広域一時滞在	地・津-28
第6	帰宅困難者・滞留者への措置	地・津-28
第6節	津波避難	地・津-29
第1	津波避難の基本	地・津-29
第2	津波避難活動	地・津-32
第7節	医療・保健衛生等活動	地・津-33
第1	人命救助活動	地・津-33
第2	医療救護・防疫活動	地・津-35
第3	行方不明者等の捜索・遺体の処理等	地・津-38
第8節	生活支援	地・津-41
第1	応急給水活動	地・津-41
第2	食料・生活必需品の給与	地・津-42
第3	住宅の応急対策	地・津-44
第4	ボランティアの協力	地・津-48
第9節	応援派遣要請	地・津-50
第1	相互応援協力体制	地・津-50
第2	自衛隊の災害派遣	地・津-52
第10節	施設の応急対策	地・津-55
第1	公共施設	地・津-55
第2	ライフライン施設	地・津-56
第11節	応急教育・応急保育	地・津-58
第1	応急教育	地・津-58

第2 応急保育 .....	地・津-59
第3 文化財対策 .....	地・津-59
第12節 清掃・障害物・環境等対策 .....	地・津-60
第1 清掃・し尿の処理 .....	地・津-60
第2 障害物の除去 .....	地・津-61
第3 環境汚染の防止 .....	地・津-62
第4 動物対策 .....	地・津-62

## 附編 東海地震対応計画

### 第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨 .....	地・津-65
第2節 基本方針 .....	地・津-65
第3節 今後の課題 .....	地・津-66

### 第2章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応計画

第1節 東海地震関連情報の発表と町の対応 .....	地・津-67
第2節 東海地震注意情報の伝達 .....	地・津-67
第3節 活動体制の準備等 .....	地・津-68
第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 .....	地・津-68
第5節 混乱防止措置 .....	地・津-69

### 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制 .....	地・津-71
第2節 警戒宣言の伝達及び広報 .....	地・津-73
第3節 警備対策 .....	地・津-75
第4節 水防・消防等対策 .....	地・津-76
第5節 公共輸送・交通対策 .....	地・津-77
第6節 上水道・電気・ガス・通信等対策 .....	地・津-79
第7節 学校・病院・社会福祉施設等対策 .....	地・津-83
第8節 避難対策 .....	地・津-85
第9節 救護救援・防疫対策・保健活動対策 .....	地・津-86
第10節 その他対策 .....	地・津-87

### 第4章 住民等のとるべき措置

第1節 住民のとるべき措置 .....	地・津-89
第2節 自主防災組織のとるべき措置 .....	地・津-91
第3節 事業所のとるべき措置 .....	地・津-92

## 第1節 情報の収集・伝達

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 災害情報連絡体制の確立	総務班、調査班、各班	山武郡市広域行政組合消防本部、ちば消防共同指令センター
第2 住民への広報・広聴	総務班、住民班、各班	
第3 報道機関への対応	総務班	

### 《自助・共助》

住民	・被害情報の通報 ・災害情報の入手
自治区・自主防災組織	・地域の被害の把握、被害情報の集約、通報 ・災害情報の入手、避難生活者等の被災者への伝達
事業所	・被害情報の通報

### 第1 災害情報連絡体制の確立

#### 1 情報連絡手段

総務班は、災害発生時に通信設備を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、電話の輻輳、途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性を活かし有効かつ総合的に情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

##### (1) 電話等

###### ① 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

###### ② 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難所等への臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し通信を確保する。

##### (2) 防災行政無線

総務班は、防災行政無線を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行うとともに、出先機関及び災害現場に出動している各職員等との連絡を行う。

なお、J-ALERT（全国瞬時警報システム）により消防庁から送信される緊急地震速報、津波警報等についても防災行政無線を自動的に起動して伝達する。

##### (3) その他の通信手段

###### ① 緊急速報メール

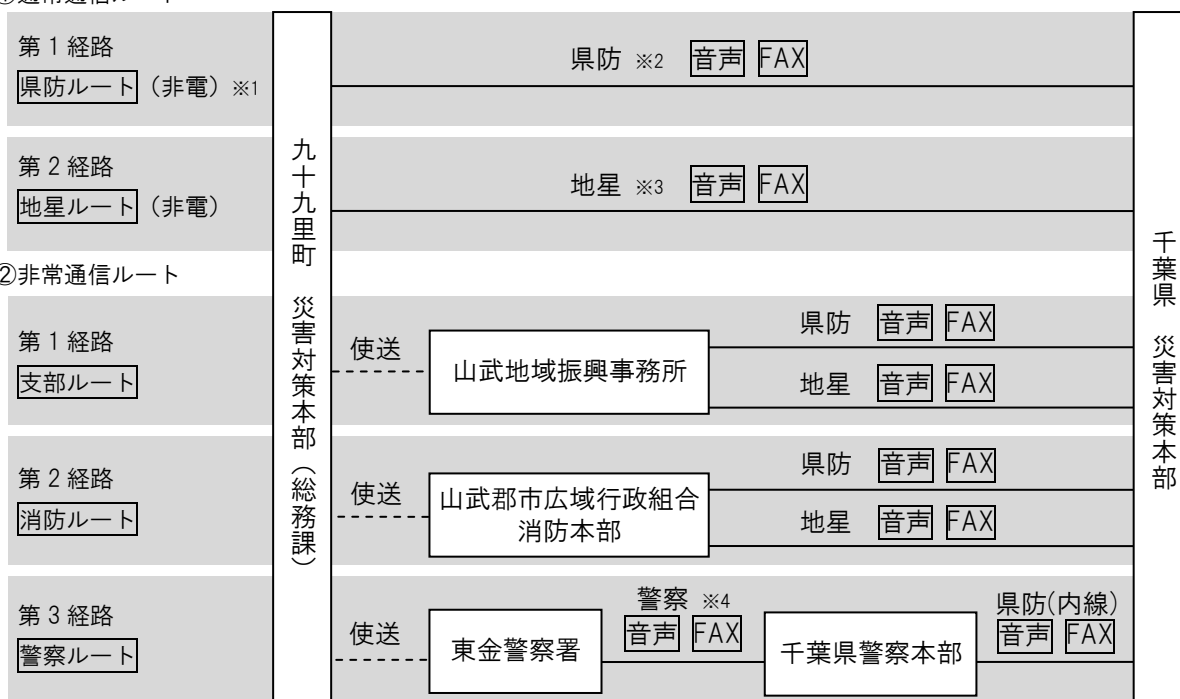
緊急速報「エリアメール」（NTT ドコモ）、緊急速報メール（au・ソフトバンク）により避難情報等の緊急性のある情報を提供する。

- ② くじゅうくり安全・安心メール  
携帯電話等のメール機能を活用して登録者に警報や被害情報等を配信する。
  - ③ 町ホームページ  
町ホームページにより災害情報を公開する。
  - ④ SNS  
Twitter、Facebook、Google+で情報を提供する。
- (4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）  
総務班は、県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- (5) 通信施設が使用不能となった場合の措置  
総務班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。
- ① 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察通信施設</li> <li>○ 海上保安部通信施設</li> <li>○ 東日本電信電話株式会社通信施設</li> <li>○ 日本放送協会千葉放送局通信施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省関係通信施設</li> <li>○ 日本赤十字社通信施設</li> <li>○ 東京電力株式会社通信施設</li> <li>○ 東京ガス株式会社通信施設</li> </ul>
---	---
  - ② 上記以外の機関又は個人の無線通信施設  
一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線関係団体等の協力を要請する。

■ 地方通信ルート

① 通常通信ルート



※1 非電：非常用電源での稼働が可能  
(回線種別) ※2 県防：千葉県防災行政無線 ※3 地星：地域衛星通信ネットワーク ※4 警察：警察用通信回線

(6) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総務班は、「災害対策基本法」第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、本部長が行う避難勧告・指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 地震情報の収集

総務班は、千葉県防災情報システムや多様なメディアを通じて、銚子地方気象台が発表する地震に関する情報を速やかに収集する。

■地震情報の種類

種 類	内 容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発現時刻を発表。本町は、「千葉県北東部」である。
震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で震度が入手していない場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上、又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震の回数等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震が観測された場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

3 異常現象の通報等

「災害対策基本法」第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を本部長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに本部長に通報する。

通報を受けた本部長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に関係のある近隣市町
- ③ 最寄りの県出先機関及び警察署

4 災害情報の収集

(1) 事前調査

調査班は、災害の危険が解消した段階で被災現場に出動し、住家被害調査システムを利用して、住家被害等の事前調査を実施する。調査については、第8節によるものとする。  
総務班は、事前調査の結果を集計し県に報告する。

(2) 住家被害認定調査

調査班は、事前調査により被害状況を把握した後、必要に応じて罹災証明書交付のための第1次調査等を実施する。調査については、第8節によるものとする。

(3) 各部門別の災害情報の収集と担当

災害発生に伴う被災情報の収集項目及びその担当は、以下に示すとおりとする。  
総務班は、各班及び関係機関の情報について、集約を行う。

■災害情報及び収集担当班

情報項目	災害情報・被害内容	担当班
地震・津波情報	地震・津波に関する情報、津波予報	総務班
火災の被害	火災	総務班
人的被害	死者・行方不明者・負傷者	住民班
一般建築物被害	全壊・半壊・全焼・半焼・一部損壊 床上・床下浸水	調査班
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路、河川、水路、橋梁等	建設班
	町営住宅	建設班
	公園施設	建設班
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	福祉班
	電気・電話施設	企画班
	下水道施設	産業班
	ガス施設	ガス班
公共交通施設の被害・復旧	町道・県道等	建設班
	バス等交通施設	企画班
保健医療施設の被害・復旧	医療機関	福祉班
社会福祉施設の被害・復旧	保育所施設	福祉班
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿処理施設	建設班
商工・農林水産施設等の被害・復旧	農業施設、農産物	産業班
	商工業施設、水産関係施設	産業班
学校・社会教育施設等の被害・復旧	町立学校施設	教育班
	給食施設	教育班
	公民館等施設	教育班
	文化財	教育班
役場庁舎の被害・復旧	役場庁舎	企画班

5 災害発生の報告

総務班は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」（消防庁）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

山武郡市広域行政組合消防本部及びちば消防共同指令センターは、同時多発の火災等によ



り消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また、震度6弱以上の地震の場合は119番件数についてもその概数を、総務省消防庁及び県に報告する。

## 6 県への報告

### (1) 報告先・手段

総務班は、災害報告をとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県被害情報等報告要領」による。

### (2) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者を以下のとおり定める。

#### ■報告責任者

区分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	総務班長（総務課長）
取扱責任者	部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各班長（関係課(局)長）

### (3) 留意事項

- ① 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- ② 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ③ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ④ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、自治区を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ⑤ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑥ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

### (4) 報告の区分

県へ報告すべき情報は、別表のとおりとする。

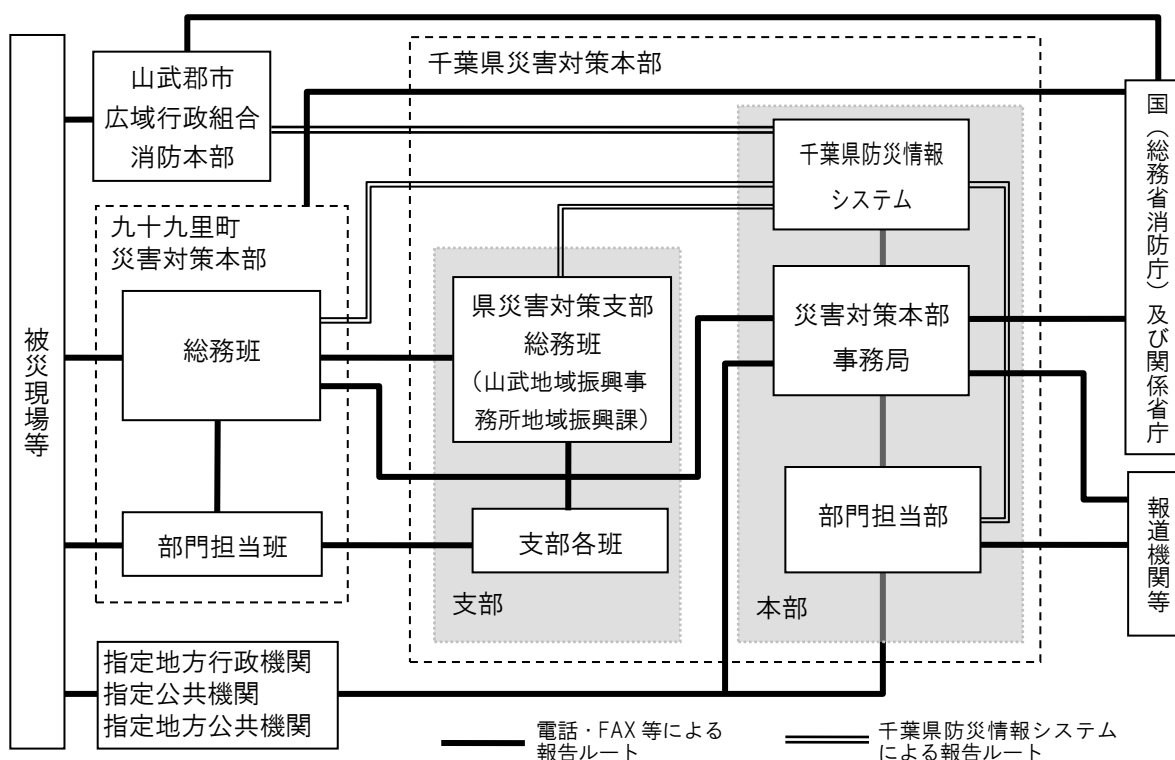
第1節 情報の収集・伝達

■別表（県への報告一覧）

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	町 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度、直ちに [電話、FAX]
	県災害対策支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	町	被害情報及び措置情報の一般的な情報を定時に報告 1 被害情報 町区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の一般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 町内の一般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 町内の施設被害及び産業別被害額	
		年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告
部門別被害額総務報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告	町	災害総務報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①②同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

■被害情報のながれ



第2 住民への広報・広聴

1 広報活動

総務班は、初動期及び生活再開期の段階に応じて、それぞれ必要となる広報内容を適切な伝達手段により実施する。

(1) 初動期の広報

初動期の広報は、住民等の混乱防止情報、生存関連情報を中心に、その時点で活用できる様々な広報手段を用いて実施する。

■初動期の広報

- ① 住民等に対する避難勧告・指示等に関する事項
- ② 町災害対策本部の災害対策活動状況
- ③ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- ④ 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ⑤ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- ⑥ 電話の通話状況
- ⑦ 救援情報（避難所、救護所、救援物資の給与、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑧ ライフライン情報（電気、ガス、水道等の状況）
- ⑨ 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 生活再開時期の広報

住民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広

報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

■生活再開時の広報

1) 第1時期（3日～1週間程度）

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について避難所を中心に広報する。

（広報内容）

- ① 電気、ガス、水道等の復旧状況
- ② 生活基盤情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）
- ③ 電気復旧に伴う通電火災等の二次災害防止に関する情報
- ④ 安否情報
- ⑤ 公共交通機関の復旧情報
- ⑥ 相談窓口開設の情報

2) 第2時期（2～3週間目）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民は通常生活を再開するので、これらの住民に対する通常の行政サービス情報と避難収容者等に対する生活関連情報を広報する。

3) 第3時期（4週間目以後）

避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民が通常生活を送るような時期になり、仮設住宅生活者とそれ以外の住民に対してそれぞれ必要な情報を広報する。

(3) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりとする。

なお、聴覚・視覚障がい者、外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な避難者には、適切に情報が伝達されるよう各種ボランティア団体等の協力を得るなどして適切な広報活動を実施する。

■広報手段

1) 避難所での広報手段

- ① 広報紙の配布
- ② 掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等）
- ③ 避難所運営組織による口頭伝達

2) 避難所外の住民への広報手段

- ① 公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲示
- ② 防災行政無線、広報車等を活用した広報
- ③ 報道機関への情報提供による広報

3) 町外避難者への広報手段

- ① 町ホームページ
- ② SNSによる広報
- ③ 報道機関への情報提供による広報

## 2 各種相談の実施

住民生活の不安解消を図るため、各種相談窓口を開設し、住民の苦情、要望等の相談に応ずる。

### (1) 相談窓口の開設

住民班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、関係する各班と連携して、役場庁舎内に相談窓口を設置する。

また、各避難所での巡回相談を実施する。

### (2) 活動内容

相談窓口には、各班の担当者や法律、医療の専門家、防災関係機関等の職員に協力を求めて配置を行う。

#### ■相談の内容

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ① 搜索依頼の受け付け    | ② 罹災証明書の発行       |
| ③ 埋葬許可証の発行     | ④ その他書類の発行       |
| ⑤ 仮設住宅等の申し込み   | ⑥ 住宅の応急修理の申し込み   |
| ⑦ 生活再建支援金の申し込み | ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み |
| ⑨ 生活資金等の相談等    | ⑩ 商・工・農林漁業への支援   |
| ⑪ 法律・消費生活の相談   | ⑫ 医療・健康相談        |

## 第3 報道機関への対応

### 1 報道機関への要請

#### (1) 放送の要請

総務班は、災害により無線通信等による通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、住民への警告等のため、緊急を要する場合は、県が報道機関と締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて、放送機関に放送を要請する。

#### (2) 取材等への要請

総務班は、広報担当を設置し、取材窓口の一元化等を図り、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮するように報道機関に要請する。

### 2 災害情報の提供

総務班は、災害に関する情報のとりまとめを行い、報道機関に対し災害情報を提供する。

災害情報の発表は、取材等による混乱を避けるため、一定時間ごとに情報を発表するものとし、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせに対応する。

■災害情報の提供

発表者	第1位 本部長 第2位 副本部長 第3位 総務班長
発表内容	1) 地域の被害状況等に関する情報 2) 本町における避難に関する情報 ① 避難勧告・指示等に関すること ② 避難施設に関すること 3) 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ① 医療救護所の開設に関すること ② 交通機関及び道路の復旧に関すること ③ 電気、ガス、水道等の復旧に関すること

## 第2節 津波情報の収集・伝達

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 津波情報の収集	総務班	
第2 津波情報の伝達	総務班	

### 《自助・共助》

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地震速報入手時の自身の身を守る行動</li> <li>・津波警報時の隣近所への避難の声かけ</li> </ul>
自治区・自主防災組織	—
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地震速報入手時の自身の身を守る行動</li> <li>・津波警報時の従業員、施設利用者、来遊者等への避難の声かけ</li> </ul>

### 第1 津波情報の収集

気象庁から発表される津波情報は、次のとおりである。総務班は、次の情報を収集し、避難勧告・指示等の発表に活用する。

#### 1 津波警報等

津波警報等の種類と津波の高さは、次のとおりである。

##### ■津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)

#### 2 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

■津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 津波情報の伝達

総務班は、津波情報を防災行政無線、緊急速報メール及びくじゅうくり安全・安心メール等を活用して住民等に伝達する。

なお、津波警報等が発表された場合、J-ALERT（全国瞬時警報システム）により、消防庁からの津波情報を自動的に防災行政無線で伝達する。



## 第3節 消防活動

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 応急消防活動	総務班	山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団
第2 危険物対策	ガス班、教育班	山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団、 県(防災危機管理部・健康福祉部)

### 《自助・共助》

住民	・初期消火
自治区・自主防災組織	・初期消火 ・被災地の警戒巡視における通電火災、再燃、放火等の防止
事業所	・初期消火

## 第1 応急消防活動

### 1 消火活動

#### (1) 基本方針

山武郡市広域行政組合消防本部は、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

#### (2) 消防本部の活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、消防本部庁舎内に警防本部を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

##### ① 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

##### ② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

##### ③ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

##### ④ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中させて活動にあたるものとする。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(3) 消防団の活動

総務班は、消防団の出動要請を行う。消防団は、消防団長の指揮のもと次の活動を行う。

① 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

② 消火活動

山武郡市広域行政組合消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、消防団のみでの消火活動を実施するものとする。

③ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

④ 避難誘導

避難の勧告・指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(4) 惨事ストレス対策

本部長及び山武郡市広域行政組合消防本部は、消防職団員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神医等の専門家の派遣を国等に要請する。

2 住民・自主防災組織・事業所の消火活動

(1) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(2) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

(3) 通電火災への警戒

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

**第2 危険物対策**

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、山武郡市広域行政組合消防本部は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

なお、町及び各機関が行う対策は、各節によるもののほか、大規模事故災害応急対策編を参照する。

1 高圧ガス等の保管施設

ガス班、県及び山武郡市広域行政組合消防本部は、高圧ガス等の保管施設の所有者、管理者又は占有者に対して、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2 石油類等危険物保管施設

山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ① 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出、異常反応及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- ④ 危険物による災害発生時の自主防災活動と活動要領の制定

3 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対して、毒物劇薬の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガス発生の防止の応急措置、中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置、発災時における山武健康福祉センター、東金警察署又は山武郡市広域行政組合消防本部に対しての連絡通報について指導する。

また、教育班は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童、生徒の安全確保を指導する。

4 危険物等輸送車両

山武郡市広域行政組合消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

## 第4節 警備・交通対策

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 災害警備		東金警察署
第2 緊急輸送路・車両の確保	企画班、建設班、教育班	東金警察署、 県（山武土木事務所）、 千葉道路公社

### 《自助・共助》

住民	・ 施錠等の盗難対策 ・ 連絡先、避難先の表示
自治区・自主防災組織	・ 避難所内、避難して無人となった被災地の防犯活動
事業所	・ 施錠等の盗難対策 ・ 連絡先、避難先の表示

## 第1 災害警備

### 1 基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

### 2 警備体制

警察本部及び東金警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

#### ■警察の警備体制

警備体制	基準
連絡室	① 震度4以上の地震が発生した場合 ② 津波注意報が発表された場合 ③ 東海地震に関連する調査情報が発表された場合 等
対策室	① 地震に伴う被害程度が小規模の場合 ② 津波警報が発表された場合 ③ 東海地震注意情報が発表された場合 等
災害警備本部	① 大規模地震が発生した場合 ② 津波警報が発表された場合 ③ 東海地震予知情報が発表された場合 等

3 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

**第2 緊急輸送路・車両の確保**

1 交通規制

(1) 交通規制の実施

東金警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

建設班は、町管理の道路が、浸水、陥没、路肩崩壊等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置を行う。

また、交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法（昭和36年6月25日法律第105号）第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者又は管理者に対し移動、その他必要な措置を命ずる	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項

	<p>ことができる。また、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第46条

(2) 地震発生時における運転者の取るべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置として、次の事項の周知を図る。

■運転者のとるべき措置

<p>① 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直ちに、車両を道路の左側に停止させること</li> <li>○ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること</li> <li>○ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所へ移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと</li> </ul> <p>② 通行禁止区域等においては、次の措置をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両を道路外の場所に置くこと</li> <li>○ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外へ移動すること</li> <li>○ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること</li> </ul>
---

2 緊急輸送路の確保

建設班は、管内のパトロールにより、道路の損壊や障害物等による通行障害を確認した場合は、被害状況等について所管機関に通報するとともに、災害対策本部に報告する。

なお、緊急輸送道路のうち県道が被害を受けた場合は、山武土木事務所に連絡する。

また、町道が被害を受けた場合は、緊急度に応じて啓開を実施する。

■千葉県の緊急輸送道路2次路線

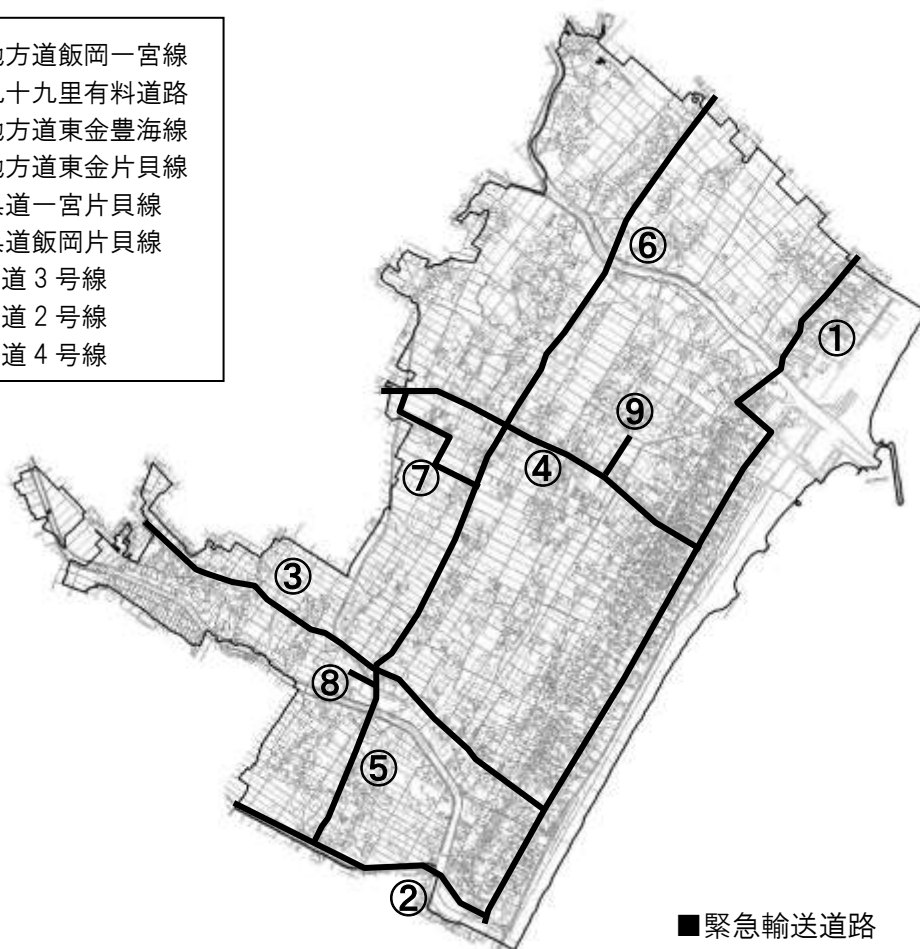
路線名	指定区間	距離(車線数)
主要地方道飯岡一宮線	(起点) 飯岡町下永井 (終点) 一宮町鳴山	58.4km (2車線)

東金九十九里有料道路	(起点) 東金市台方 (終点) 九十九里町真亀	10.3km (2車線)
------------	----------------------------	--------------

■町指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間	防災拠点、避難所等
主要地方道東金豊海線	町境～主要地方道飯岡・一宮線	豊海小学校
主要地方道東金片貝線	町境～主要地方道飯岡・一宮線	九十九里町役場、 九十九里高等学校、 九十九里中学校、 片貝小学校、中央公民館
一般県道一宮片貝線	町境～主要地方道東金・片貝線	豊海小学校
一般県道飯岡片貝線	主要地方道東金・片貝線～町境	九十九里小学校
1級町道3号線	主要地方道東金・片貝線～一般県道一宮・片貝線	九十九里高等学校、 九十九里中学校
2級町道2号線	豊海幼稚園～一般県道一宮・片貝線	
1級町道4号線	主要地方道東金・片貝線～片貝幼稚園	九十九里町役場、 中央公民館

- ①主要地方道飯岡一宮線
- ②東金九十九里有料道路
- ③主要地方道東金豊海線
- ④主要地方道東金片貝線
- ⑤一般県道一宮片貝線
- ⑥一般県道飯岡片貝線
- ⑦1級町道3号線
- ⑧2級町道2号線
- ⑨1級町道4号線



3 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両等の申請

知事又は公安委員会は、「災害対策基本法」第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、「災害対策基本法施行令」第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

企画班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

① 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、「災害対策基本法」第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

② 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

③ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

4 車両・燃料等の確保

(1) 車両の確保

企画班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。町有車両が不足する場合又は町有車両では輸送できない場合は、(一社)千葉県トラック協会、(一社)千葉県バス協会等の輸送業者に輸送を要請する。

(2) 燃料の確保

企画班は、災害対策で使用する車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

5 臨時ヘリポートの開設

教育班は、九十九里中学校校庭に臨時ヘリポートを開設するため、必要な支援を実施する。

■ヘリポートに必要な面積

OH-6×1	約 30m×30m	UH-1×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m	CH-47×1	約 100m×100m

■臨時ヘリポート開設予定地

九十九里中学校校庭
-----------



## 第5節 避難計画

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 避難活動	総務班、各班	東金警察署、 山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団、銚子海上保安部
第2 避難所の開設・閉鎖	総務班、住民班、教育班	
第3 避難所の運営	総務班、住民班、福祉班、 教育班	東金警察署
第4 要配慮者の対策	福祉班	
第5 広域一時滞在	総務班	
第6 帰宅困難者・滞留者への 措置	企画班	

### 《自助・共助》

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所への声掛け、避難行動要支援者の安否確認と避難支援</li> <li>・家庭内備蓄（飲料水、食料、毛布等）の持ち出し</li> <li>・避難所の開設、点検、避難者の受入れへの協力</li> <li>・避難所運営委員会（自治組織）への参加、協力</li> <li>・避難所、自宅等の要配慮者の支援への協力</li> </ul>
自治区・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の避難行動要支援者の安否確認と避難支援</li> <li>・避難所の開設、点検、避難者の受入れへの協力</li> <li>・避難所運営委員会（自治組織）の立ち上げ、避難所の自主運営</li> <li>・避難所及び在宅の避難者を把握</li> <li>・避難所、自宅等の要配慮者の支援への協力</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の避難行動要支援者の安否確認と避難の支援</li> <li>・従業員、施設利用者、来遊者等への情報伝達、避難誘導</li> <li>・帰宅困難者への備蓄、情報の提供</li> </ul>

## 第1 避難活動

### 1 避難勧告・指示

#### (1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を発令する。

総務班は、本部長に避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。避難勧告・指示又は解除を発令した場合は、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、

県災害対策本部に報告する。

■避難の種類及び発令基準の目安

種類	内容	基準の目安
避難準備 情報	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始する。	① 本部長が必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の住民が避難を開始する。	① 火災の拡大、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき ② 本部長が必要と認めるとき
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難を開始する。まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施する。	① 本部長が必要と認めるとき
屋内での 待機等の 指示	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる。	① 本部長が必要と認めるとき
解除	避難を解除する。	① 危険が解消したと本部長が認めるとき

※ 避難勧告：その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

※ 避難指示：被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

(2) 避難勧告・指示等の伝達

総務班は、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、緊急速報メール等を用いて避難勧告・指示等を伝達する。

また、各班は、それぞれの所管する施設等に電話等により伝達する。

■避難勧告・指示等の伝達事項

① 発令者	② 避難対象地区	③ 避難場所
④ 避難経路	⑤ 避難勧告・指示の理由	⑥ その他必要な事項

■避難勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官 海上保安官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○町長から要求があったとき	災害対策基本法第61条

第5節 避難計画

	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなくて	自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第29条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場において、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

## 第5節 避難計画

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官、海上保安官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	災害対策基本法第63条
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があつたとき	消防法第28条
	次の場合、上記に記載する水防団長等の職権を行うことができる。 ○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき	災害対策基本法第63条

### 3 避難誘導

#### (1) 住民、来遊者等の誘導

住民、来遊者等の避難誘導は、町、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団等が、自治区、自主防災組織、観光施設の管理者等の協力により実施する。

#### (2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、「九十九里町災害時要支援者避難支援プラン」に基づいて、実施する。

#### (3) 学校等施設における誘導

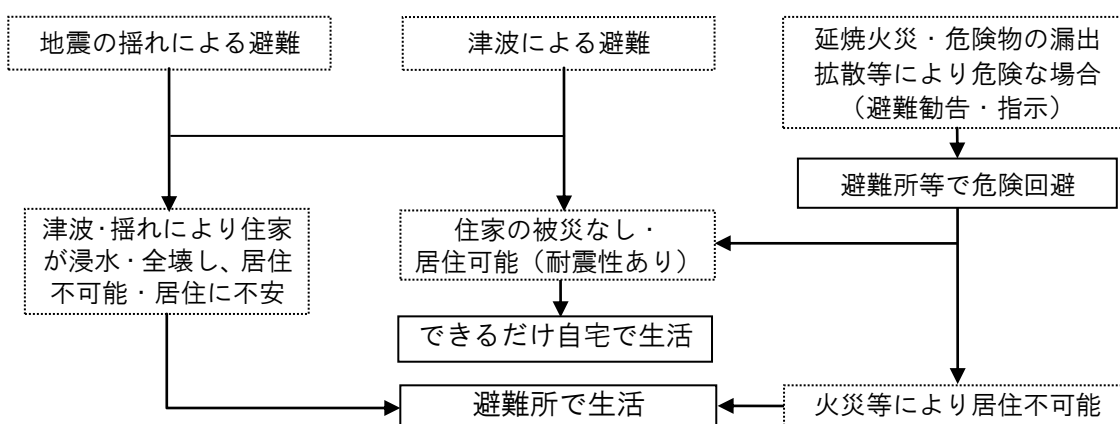
学校、社会教育施設、保育所、幼稚園等の避難誘導は、各施設の管理者等が実施する。

## 第2 避難所の開設・閉鎖

### 1 避難収容の原則

地震・津波が発生した場合は、避難所には自宅が被災したため、居住することが困難な者を収容することを原則とする。自宅の耐震性等の安全が確保されている場合は、可能な限り自宅で生活を継続する。

#### ■避難収容の原則



## 2 避難所の開設

### (1) 避難所開設

本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外の場合は、住民班及び教育班が鍵を携行して開設する。

### (2) 避難者の受入れ

住民班及び教育班は、施設管理者、自治区、自主防災組織と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難者数等を確認し、本部に報告する。

### (3) 県への報告

総務班は、避難所を開設したときは、県に次の事項を報告する。

- ① 避難所開設の日時、場所、施設名
- ② 収容状況及び収容人員、世帯数
- ③ 開設期間の見込み

## 3 避難所の閉鎖

本部長は、避難勧告・指示の解除又は応急仮設住宅への入居などにより、開設の必要がなくなった時点で避難所を閉鎖する。避難所の閉鎖に当たっては、避難者の減少に伴い地域的な統合をして順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

## 第3 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、町・自治区・自主防災組織・ボランティア等が協力し、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応する。

### 1 避難所の運営組織

#### (1) 避難所運営委員会（自治組織）の組織

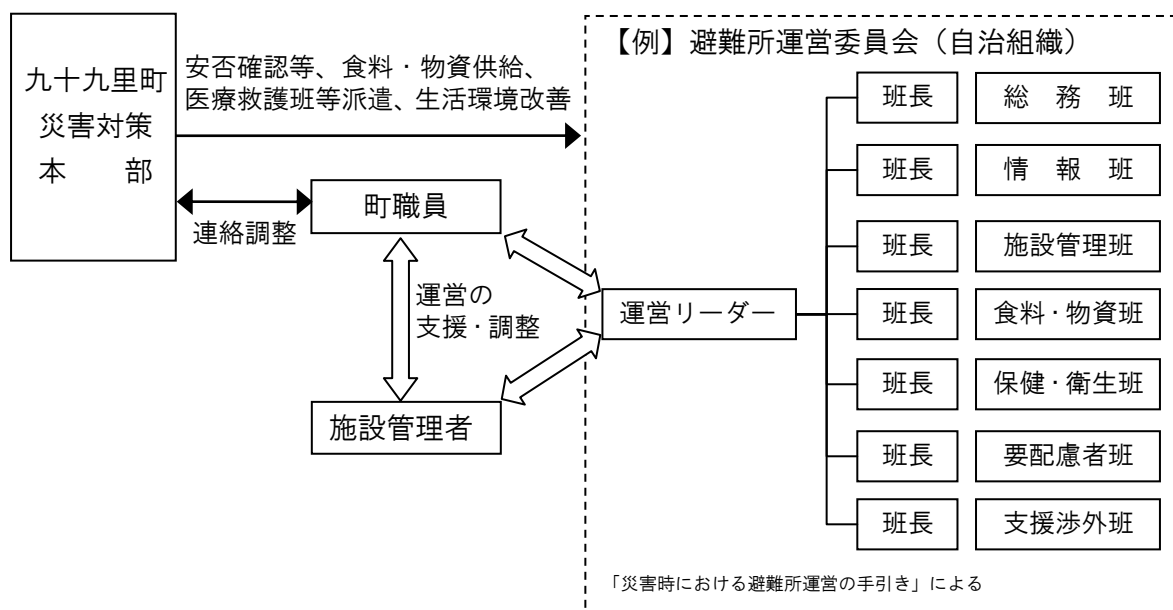
避難所の運営は、原則として避難者による自治運営とし、自治区や自主防災組織等を活用した避難所運営委員会を組織して運営する。避難所運営委員会には、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りが無いよう配慮する。

#### (2) 運営への支援

住民班は、避難所開設運営の総括を行うとともに、教育班と連携して、職員を避難所に配置し、施設管理者等と協力して初期対応及び自治運営を支援する。

なお、避難所の開設が長期に及ぶ場合は、総務班は、全職員でローテーションを組み避難所に派遣する。

■避難所運営のしくみ



2 避難所の運営

(1) 避難者の把握

避難所派遣職員は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者台帳を作成し、避難者の把握を行う。

避難者の情報は、避難者管理システムを利用して避難者台帳を作成し、役場や避難所等の防災拠点施設で避難者の安否や所在等の情報を共有する。

(2) 避難所の運営

避難所では、概ね次の事項について運営を行う。運営を行うにあたっては、要配慮者、性別や年齢等、避難者の状況やニーズに応じた配慮を行うよう努める。

■避難所の運営項目

① 必要物資の調達・管理・分配	② 避難者の転出入確認、名簿作成
③ 情報管理、広報	④ 食料、物資の配給
⑤ 清掃、トイレ設置・管理等	⑥ 警備
⑦ 入浴措置	⑧ 要配慮者や女性への配慮
⑨ 避難者の医療、カウンセリング等	⑩ 相談、苦情処理、要望聞き取り
⑪ 運営調整会議の開催	⑫ 各種記録
⑬ ペット収容スペースの指定	

(3) 女性及び子どもへの配慮

避難所運営にあたっては、女性及び子ども等への配慮を行う。

■女性及び子どもへの配慮事項の例

①避難所施設

- ・物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション
- ・妊産婦、乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア
- ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置
- ・女性専用スペースへの女性用品の常備
- ・子どもの遊ぶスペースの確保

②運営管理

- ・運営委員会への女性の参画
- ・女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- ・女性用品（衛生用品、下着等）の女性の担当者による配布
- ・食事作り・片付け、清掃等に関する平等の役割分担
- ・女性、育児等の相談窓口の設置、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
- ・配偶者からの暴力による被害者等の避難者名簿の管理徹底
- ・就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
- ・防犯ブザーやホイッスルの配布
- ・子どもの生活用品の確保

3 在宅避難者の支援

福祉班は、自宅等での避難生活を余儀なくされている被災者を把握し、避難所の避難者と同様の支援が行えるよう配慮する。

4 防犯対策

住民班は、避難所での防犯対策を避難所の自治組織等と連携して実施する。

また、総務班は、東金警察署と連携して被災地域の警備体制を構築する。

第4 要配慮者の対策

1 避難支援

避難行動要支援者の安否確認及び避難支援は、「九十九里町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域住民の協力を得て行う。

2 避難所での支援

(1) 避難者のトリアージ

福祉班は、（一社）山武郡市医師会等と連携し、医師、看護師、保健師等が避難直後に避難所を巡回し、要配慮者等のトリアージを実施する。

(2) 生活支援

福祉班は、援護対策のニーズを把握し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所自治組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

■避難所での要配慮者への支援

- ① 障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。
- ② 要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。
- ③ 必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護、相談等を行う。  
また、手話通訳者、語学通訳者を確保する。

3 福祉避難所の開設

福祉班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

特に、津波の場合は、町内の福祉避難所開設予定施設の他、協定に基づき町外の社会福祉施設に収容を要請する。

また、被災地以外にあるものも含め、ホテルや民宿等を福祉避難所として借り上げる等、多様な福祉避難所の確保に努める。

■福祉避難所設置予定箇所

- ① ちどりの里
- ② つくも学遊館
- ③ 保健センター

第5 広域一時滞在

1 山武郡市の市町への避難

本部長は、避難者を町内の避難所等では収容できない場合は、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、山武郡市の市町に避難者の受入れを要請する。

2 山武地域外への避難

本部長は、災害対策基本法第86条の8及び9に基づき、県内他市町村又は県に被災者の広域一時滞在について協議する。

総務班は、関係する班とともに、避難先や移動手段等の避難計画を作成する。

3 広域避難者の受入れ

総務班は、町の区域外で災害が発生し、県等を通じて被災市町村から避難者の受入れに係る協議があった場合、受入れについて県及び被災市町村と調整を行う。

建設班は、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第6 帰宅困難者・滞留者への措置

企画班は、交通機関の途絶等により来遊者等が帰宅困難となった場合、避難所等の防災拠点に誘導し、道路の被災状況や交通機関の状況等の帰宅支援情報を提供する。

また、飲料水等の提供など避難者と同様の支援を行う。



## 第6節 津波避難

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 津波避難の基本	総務班	
第2 津波避難活動	総務班、各班	東金警察署、 山武郡市広域行政組合消防本部、 消防団

### 《自助・共助》

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れが収まった後の安全な場所への迅速な避難</li> <li>・隣近所への声かけ、避難行動要支援者の安否確認と避難支援</li> </ul>
自治区・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の安否確認と避難支援</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難ビルの管理者による避難者の受入れ</li> <li>・従業員、施設利用者、来遊者等への情報伝達、避難誘導</li> </ul>

### 第1 津波避難の基本

津波避難の詳細については、別に定める「九十九里町津波避難計画」に基づき実施する。

#### 1 津波避難の原則

住民は、津波注意報・警報の発表を覚知した場合は、次の行動をとることを原則とし、来遊者に同様の行動を促す。

##### ■避難の原則

- |  |
|--|
| (1) 避難勧告・指示等の伝達の有無にかかわらず、直ちに警戒ライン外又は最寄りの津波避難場所（指定緊急避難場所）等への避難行動をとること<br>(2) 地域の住民に避難の声かけを行い、可能な限り避難支援を行うこと<br>(3) 施設管理者等は、施設利用者、来遊者等に避難を指示すること<br>(4) 避難手段は、徒歩又は自動車を活用すること |
|--|

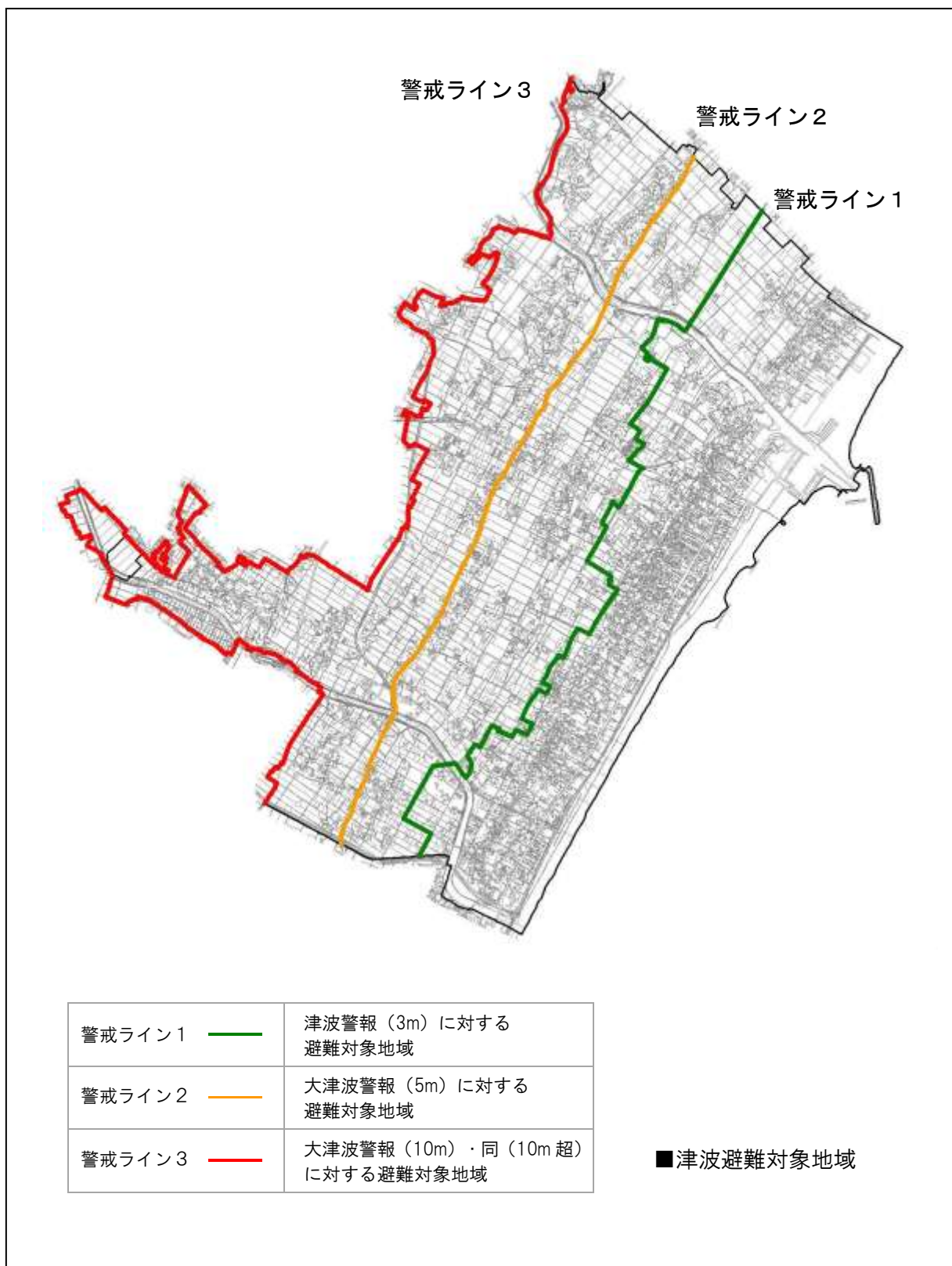
#### 2 津波避難対象地域

気象庁から津波予報が発表された場合、総務班は、避難対象地域を設定し、避難勧告又は避難指示を行う。

避難対象地域は、次のとおりである。

■津波に関する情報と避難対象地域

情報	避難対象地域	避難所
① 津波注意報 (1m)	・ 居住地域の浸水のおそれは小さいため避難対象地域は定めない。	中央公民館 (自主避難所)
② 津波警報 (3m)	・ 沿岸 16 自治区 ( <b>警戒ライン1</b> ) 【該当自治区】 真亀納屋 3・5、真亀納屋 4、真亀新田、不動堂納屋、西野納屋、下貝塚納屋、藤下納屋、細屋敷納屋、粟生納屋、屋形、須原、西の下、北の下、荒生納屋、小関納屋、作田納屋	九十九里中学校、 九十九里高等学校
③ 大津波警報 (5m)	・ 県道 122 号飯岡片貝線、県道 123 号一宮片貝線 (準県) より海側 ( <b>警戒ライン2</b> ) 【該当自治区】 真亀丘 (一部)、真亀納屋 3・5、真亀納屋 4、真亀新田、不動堂丘 (一部)、不動堂納屋、西野納屋、下貝塚丘 (一部)、下貝塚納屋、藤下納屋、細屋敷納屋、粟生丘 (一部)、粟生新田、粟生納屋、宿、川間 (一部)、水神山・新堀新田、北増、中新田、中里 (一部)、下モ谷、下タ谷、中央、屋形、須原、西の下、西 (一部)、前里、新生、北・南北新田、北の下、荒生納屋、小関・八川・渋川・大榎 (一部)、小関納屋、作田丘 (一部)、作田納屋	九十九里中学校、 九十九里高等学校  (町外) 東金アリーナ、 豊成小学校、 鳴浜小学校 他
④ 大津波警報 (10m、10m 超)	・ 町全域 ( <b>警戒ライン3</b> )	(町外) 東金アリーナ、 豊成小学校、 鳴浜小学校 他



第2 津波避難活動

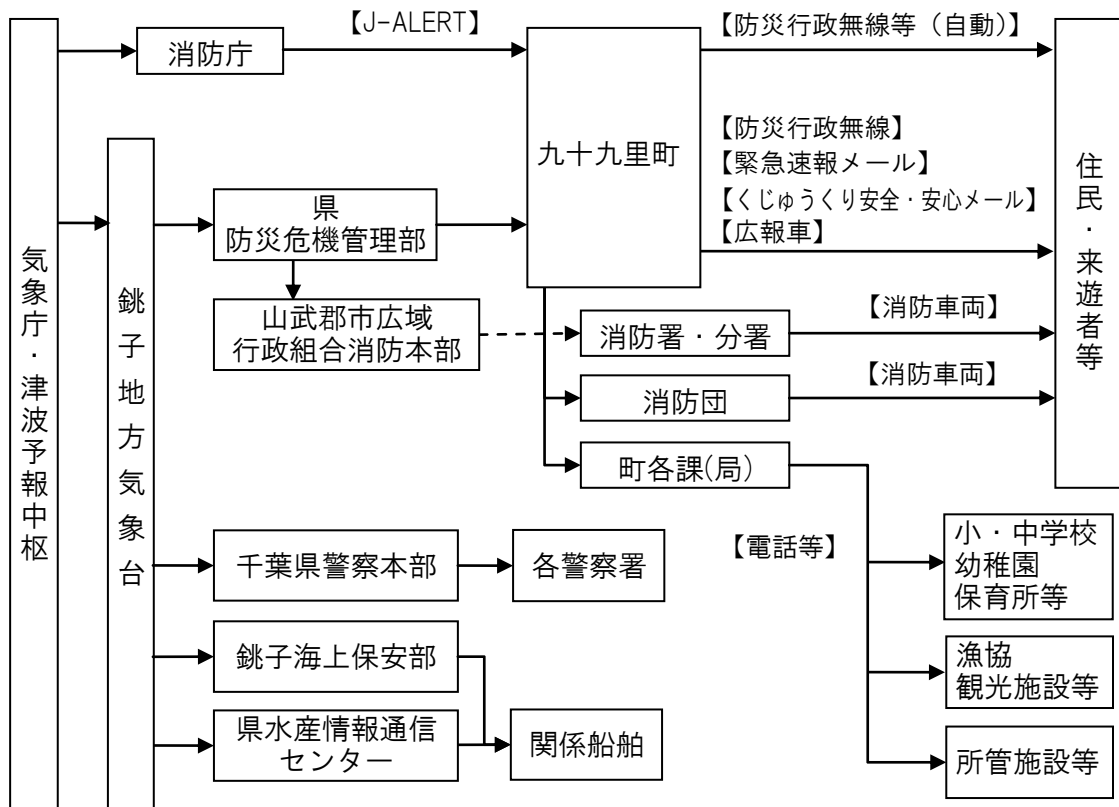
1 津波避難情報の伝達

総務班は、防災行政無線、緊急速報メール及びくじゅうくり安全・安心メールにて避難を呼びかける。

なお、津波の到達まで時間的余裕がある場合は、各班及び消防団は、広報車や消防車両による巡回により避難を呼びかける。

また、その他の班は、下図の情報連絡システムにより漁業協同組合、観光施設、教育施設等に連絡する。

■情報連絡システム



2 津波避難誘導

沿岸の避難誘導は、原則として、交通規制を実施し、町、東金警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団等が津波到達時間を考慮して、自身の安全を確保できる時間を確保して行う。

## 第7節 医療・保健衛生等活動

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 人命救助活動	総務班、住民班、福祉班	山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、東金警察署、銚子海上保安部
第2 医療救護・防疫活動	住民班、福祉班、建設班	県（山武健康福祉センター）
第3 行方不明者等の捜索・遺体の処理等	住民班、福祉班	山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、東金警察署、銚子海上保安部

### 《自助・共助》

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣近所の安否確認、要救出者の情報の通報</li> <li>・ 地域の救助活動への参加</li> <li>・ 自主救護活動、救護所・医療機関への搬送</li> </ul>
自治区・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣近所の安否確認、要救出者の情報の通報</li> <li>・ 救助活動</li> <li>・ 自主救護活動、救護所・医療機関への搬送</li> <li>・ 避難所での健康状態の見守り、健康管理への呼びかけ</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主救護活動、救護所・医療機関への搬送</li> </ul>

### 第1 人命救助活動

#### 1 救助活動

##### (1) 行方不明者情報の収集

住民班は、住民、自主防災組織などからの情報を収集し、要救出者、行方不明者等の発生状況を把握する。

##### (2) 救助活動

山武郡市広域行政組合消防本部及び消防団は、行方不明者情報を基に救出活動を行う。災害の状況等により救助活動が困難な場合は、東金警察署、近隣の消防機関及び海上保安部の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は県知事に要請を要求する。

#### ■救助活動の原則

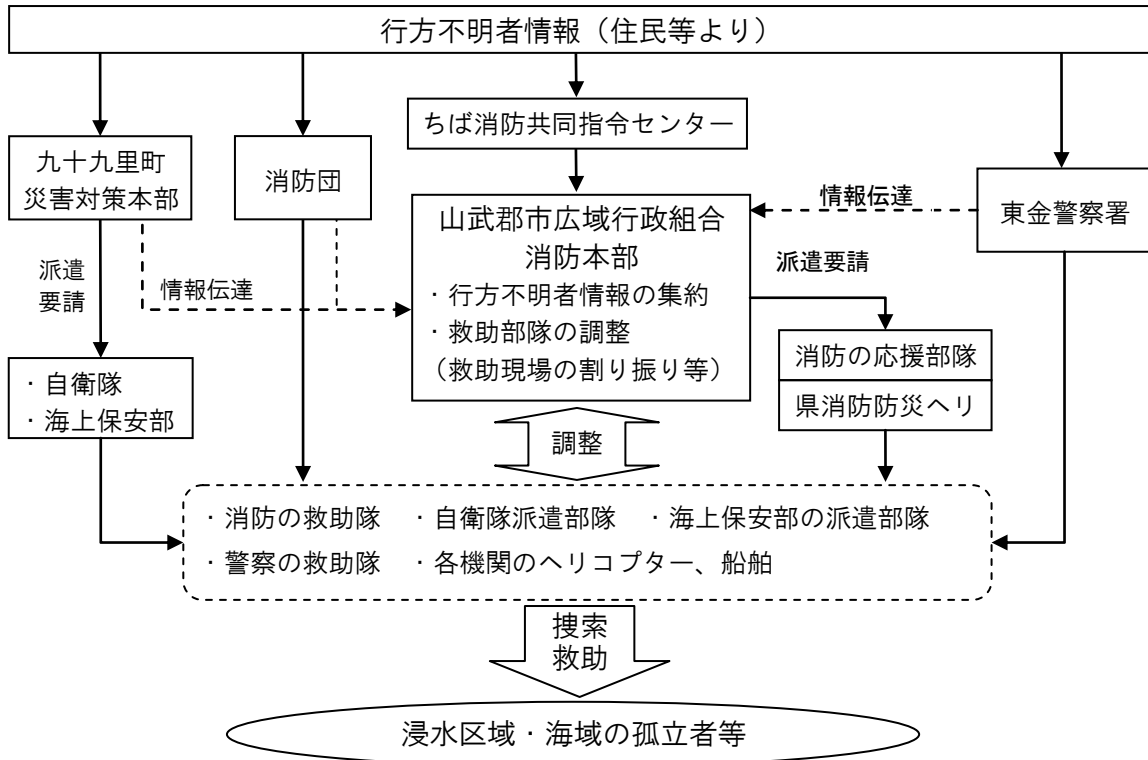
- ① 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救助活動の調整

甚大な被害が発生した場合は、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、東金警察署、自衛隊及び海上保安部が連携して捜索・救助活動を行う必要がある。

山武郡市広域行政組合消防本部は、捜索情報を集約し、全体の調整を行う。

■救助活動の概念図



(4) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

(5) 警察の活動

東金警察署は、次の活動を行う。

- ① 倒壊家屋の多発地帯、病院及び学校等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。
- ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

(6) 海上保安部の活動

銚子海上保安部は、次の活動を行う。

- ① 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。
- ② 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。
- ③ 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

## 2 救急活動

### (1) 救急搬送

重症者は、救急車両、町有車両により医療機関に搬送する。総務班は、車両による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を、また、山武郡市広域行政組合消防本部を通じてドクターヘリ、千葉市消防ヘリの出動を要請する。

### (2) 傷病者多数発生時の活動

福祉班は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

## 第2 医療救護・防疫活動

### 1 応急医療活動

#### (1) 医療救護班の編成

福祉班は、(一社)山武郡市医師会、(一社)山武郡市歯科医師会及び山武郡市薬剤師会へ協力を依頼し、医療救護班を編成する。町で対応が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

#### (2) 医療救護所の設置

福祉班は、医療救護所を九十九里病院又は被災現場に設置する。

##### ■救護所での活動

- ① 傷病者の緊急度の判定(トリアージ)
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 軽症者等に対する応急処置
- ④ 助産
- ⑤ 死亡の確認

#### (3) 医薬品等の確保

福祉班は、救護のための医療器具及び薬品を(一社)山武郡市医師会等に要請して調達する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

#### (4) 傷病者の搬送

被災現場から医療救護所までの搬送は、救急車又は自主防災組織、事業所等が協力して行う。

#### (5) 透析患者等への情報提供

福祉班は、人工透析等の応急措置について、災害医療協力病院等の医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、患者等が自力で移動できない場合は、搬送を支援する。

(6) 後方医療

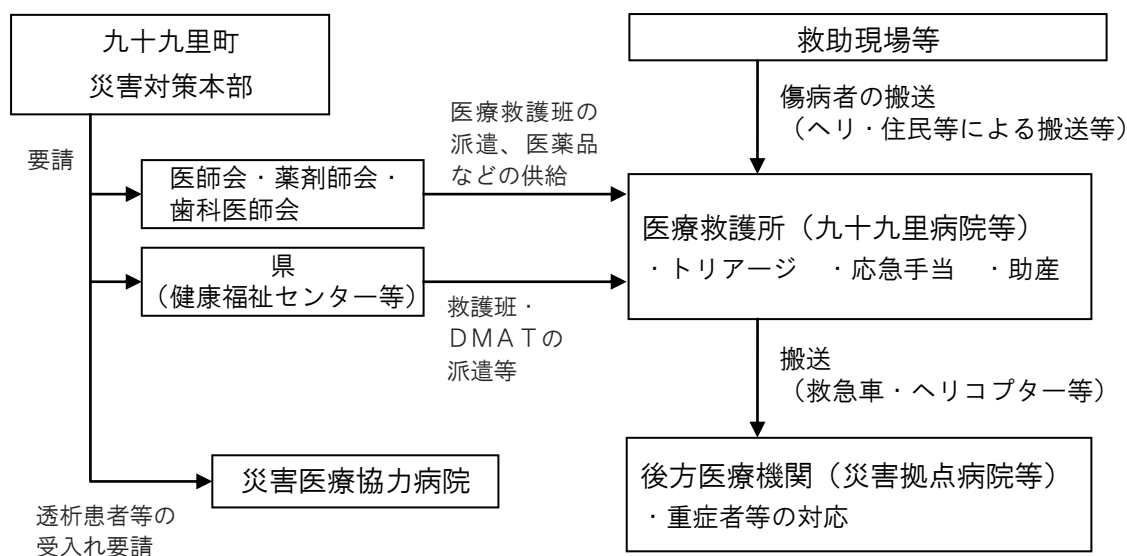
福祉班は、医療救護所では対応できない傷病者の受入れを災害拠点病院、県外の医療機関へ要請する。

後方医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

■後方医療機関

種別	医療機関名	所在地／電話	ヘリポート
災害拠点病院	地域災害医療センター	東千葉メディカルセンター 〒283-8686 東金市丘山台 3-6-2 電話 0475-50-1199	専用臨時ヘリポート
	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 〒270-1694 印西市鎌苅 1715 電話 0476-99-1111	専用臨時ヘリポート
		総合病院国保旭中央病院 〒289-2511 旭市イの 1326 電話 0479-63-8111	専用臨時ヘリポート
災害医療協力病院	九十九里病院	〒283-0104 九十九里町片貝 2700 電話 0475-76-8282	
	さんむ医療センター	〒289-1326 山武市成東 167 電話 0475-82-2521	
	大網白里市立国保大網病院	〒299-3221 大網白里市富田 884-1 電話 0475-72-1121	

■初動医療の流れ



2 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

福祉班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。



(2) 検病調査及び健康診断

山武健康福祉センターは、(一社)山武郡市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

(3) 感染症患者への措置

山武健康福祉センターは、「感染症法」第19条の規定により入院を勧告する。

(4) 広報活動

山武健康福祉センターは、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

(5) 消毒

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合は、「感染症法」第27条の規定により消毒を行う。福祉班は、対象区域の消毒を行うとともに、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

また、建設班は、町営住宅の消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤等については、県等から調達するが、町においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

(6) 報告

福祉班は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

3 保健衛生活動

(1) 被災者の健康管理

福祉班は、山武健康福祉センターと連携して避難所に避難所救護センターを設置し、(一社)山武郡市医師会、(一社)山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会の協力を得て、次の活動を行う。

なお、避難所救護センターの活動は、山武健康福祉センター長が統括する。

■避難所救護センターの活動

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 要配慮者の健康把握</li><li>② 巡回による被災者の健康把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理</li><li>③ 心のケア、食中毒、感染症の発生予防等</li><li>④ 避難所等における健康相談（感染症予防、エコノミー症候群等の予防）</li></ul> |
|--|

(2) 健康相談

福祉班は、役場庁舎等に健康相談窓口を設置し、保健師、医師、看護師等により被災者の健康相談を実施する。

(3) 飲料水の安全確保

山武健康福祉センターは、飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

(4) 医療情報の提供

福祉班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、チラシ等で住民に提供する。

(5) 入浴施設の情報提供

住民班は、被災者の衛生状況を良好にするため、入浴施設に係る情報提供を行う。

**第3 行方不明者等の搜索・遺体の処理等**

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の把握

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

なお、搜索活動においては、「災害救助法」の適用の有無、住家の被害状況、原因は問わない。

住民班は、庁舎に「行方不明者搜索相談窓口」を設置し、行方不明者の把握に努める。

また、警察・消防機関の情報、避難所・医療救護所及び医療機関の情報を照合して、人的被害について把握する。

■行方不明者把握のための留意点

行方不明者は、住民基本台帳との照合等を基に、次のことにより正確に把握する。

- ① 警察に届けられた搜索願いによる行方不明者の把握
- ② 消防機関の救出情報及び搬送先医療機関情報との照合
- ③ 避難所及び医療救護所における被災者收容情報との照合
- ④ 既収集の死亡確認情報との照合

(2) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、山武郡市広域行政組合消防本部、消防団、東金警察署、銚子海上保安部及び自衛隊等の関係機関の協力を得て、実施する。

2 遺体の処理

(1) 遺体の検視

東金警察署は、「死体取扱規則」（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号）に基づき遺体の検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、検案等を実施し所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(2) 遺体の処理

福祉班は、警察による計画を除き、町に引き渡された遺体の検案等の処理を行うため、県、日本赤十字社千葉県支部、（一社）山武郡市医師会、（一社）山武郡市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

医師は、死亡診断のほか、必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

遺体の処理・安置場所は中央公民館とし、処理が終了後遺族へ引き渡す。被害状況により町で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

■ 遺体処理の内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理<br/>遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置をする。</li><li>② 遺体の一時保存<br/>身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。</li><li>③ 検案<br/>死因その他の医学的検査をする。</li></ul> |
|---|

(3) 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

福祉班は、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

(4) 漂着遺体の取り扱い

福祉班は、漂着遺体等を次のように処理する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市区町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、町が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（明治32年3月28日法律第93号）の規定により処理する。  
ただし、「災害救助法」が適用された市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬

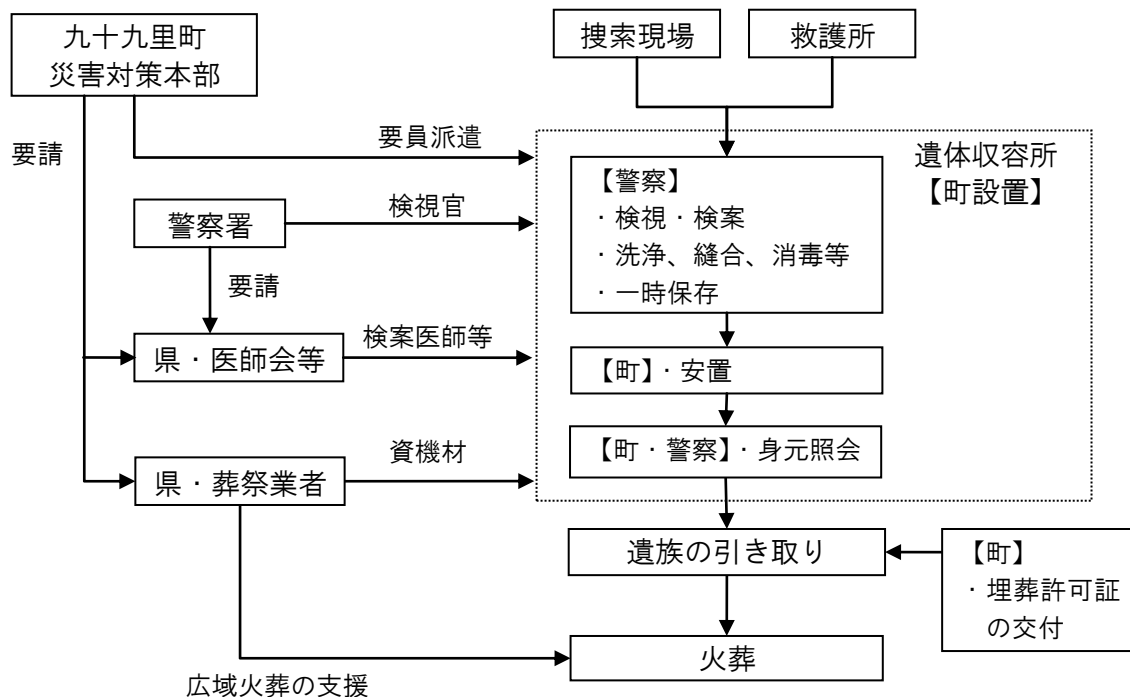
遺体の埋葬は、原則として遺族等が行うが、災害のため埋葬を行うことが困難な場合に火葬を実施する。

住民班は、火葬を行うための手続きを行う。火葬は、山武郡市広域行政組合広域斎場で行うが、火葬が困難な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて、他市町村の火葬場での対応を県に要請する。

(2) 遺骨の保管

住民班は、身元不明の引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

■遺体への対応の流れ



## 第8節 生活支援

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 応急給水活動	福祉班	山武郡市広域水道企業団
第2 食料・生活必需品の給与	福祉班、産業班	
第3 住宅の応急対策	総務班、調査班、産業班、建設班	
第4 ボランティアの協力	福祉班、各班	九十九里町社会福祉協議会

### 《自助・共助》

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内備蓄の活用</li> <li>・応急仮設住宅での要配慮者の見守り、支援</li> </ul>
自治区・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での食料、生活必需品の配布、給水活動</li> <li>・炊き出しの自主運営</li> <li>・応急仮設住宅での要配慮者の見守り、支援</li> </ul>
事業所	—

### 第1 応急給水活動

#### 1 自助・共助による給水活動

災害により断水した場合、給水体制が整うまでは家庭内備蓄の飲料水を充当することを基本とする。

さらに、地域住民で協力し、中学校に配備されている太陽光発電で稼働する給水施設や、地域の井戸の水を活用する。

#### 2 給水需要の把握

福祉班は、住民からの通報及び山武郡市広域水道企業団への照会を基に断水区域を把握し、住民周知を図るとともに、応急給水を要請する。

#### 3 応急給水の実施

##### (1) 給水量の基準

給水量の基準は、次のとおりとする。山武郡市広域水道企業団は、逐次給水量を増加できるよう復旧に努める。

##### ■給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生 ～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日 ～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
11日 ～21日	100リットル/人・日	調理、洗面、最低の浴用及び洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日 ～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次本給水に移行する

(2) 優先給水

断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(3) 給水活動

応急給水は、山武郡市広域水道企業団の実施する給水車等による拠点への給水により実施する。給水拠点では、住民が持参したタンク、バケツ等に給水する。給水拠点は、原則として避難所とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

なお、災害発生当初は、備蓄及び救援物資のペットボトルを供給する。

給水にあたっては、地域で協力して避難者への給水や、要配慮者宅への水の運搬を支援するものとする。

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取り扱い等、安全対策を指導する。

## 第2 食料・生活必需品の給与

1 自助・共助による食料・生活必需品の供給活動

災害発生後3日間は、家庭内備蓄の充当や地域内での物資を活用することを基本とする。

2 食料の給与

(1) 食料給与の対象者

食料給与の対象者は、次のとおりである。

自主避難の場合は、避難者が食料を持参するものとする。

■食料給与の対象者

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難勧告・指示等に基づき、避難所に収容された人</li> <li>② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人</li> <li>③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者</li> <li>④ 旅行者、滞在者等で他に食料を得る手段のない者</li> <li>⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</li> <li>⑥ 災害応急対策活動従事者</li> </ul> |
|--|

(2) 公的備蓄食料の給与

産業班は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて、自宅等が被災して家庭内備蓄を持ち出せない避難者へ供給する。

(3) 食料の確保

産業班は、避難者台帳を活用して避難者数等の需要を把握し、協定事業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。

確保する食料は、弁当、パン、飲料類とし、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、粉ミルク等を確保する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示に基づいて当該米穀を受領する。

(4) 食料の輸送・分配

産業班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。食料の集積拠点は、学校給食センターとし、管理責任者及び警備員等を配置し食品管理を徹底する。

大量に集積する場合は、協定に基づき山武郡市農業協同組合に倉庫等の利用を要請する。避難所における食料の分配は、避難所の自主運営委員会に委任する。

なお、食料・物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難している地域の被災者を把握し配給する。

(5) 炊き出し

産業班は、炊き出しにて食料を給与する場合は、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。

また、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、可能な限り必要な食料や資機材を準備する。

(6) 報告

産業班は、炊き出し、食料の配分、その他食料を供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。

3 生活必需品の給与

(1) 生活必需品給与の対象者

生活必需品給与の対象者は、次のとおりである。

■生活必需品供給の対象者及び内容

1) 対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

- ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2) 内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(2) 生活必需品の確保

産業班は、民間事業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

- (3) 生活必需品の輸送・分配・報告  
食料と同様に行う。

4 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の要請

産業班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、県へ救援物資の要請を行う。

福祉班は、日本赤十字社に義援品等の要請を行う。

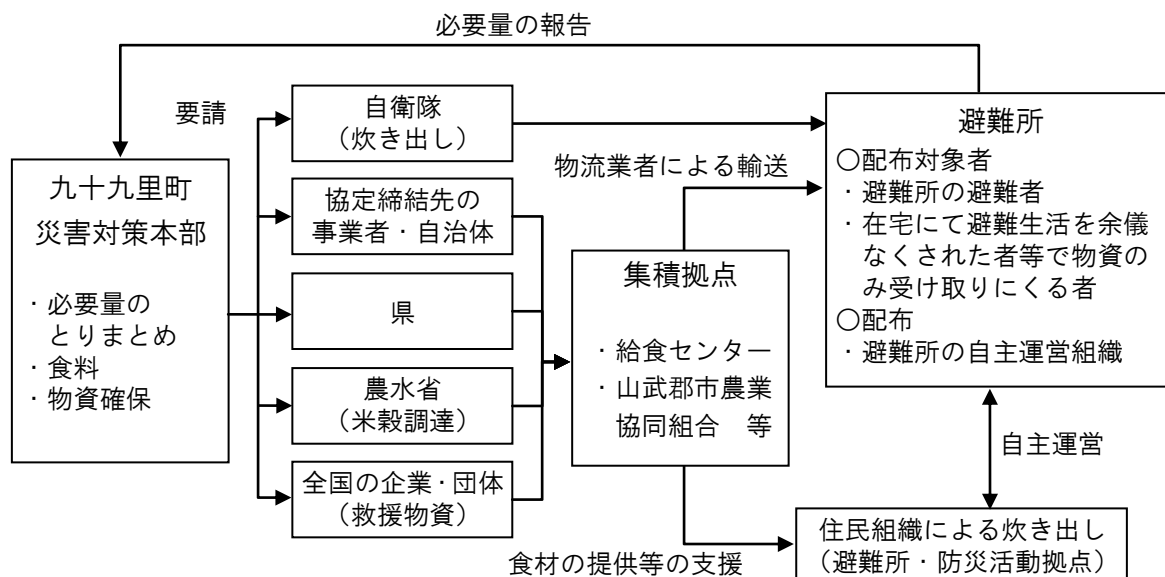
なお、救援物資の受入れは、団体や企業等からのもののみとし、提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(2) 救援物資の受入れ

産業班は、学校給食センターに集積拠点を開設し、救援物資の受入れ・管理・配分を行う。

物資が大量に集積する場合は、協定に基づいて山武郡市農業協同組合の倉庫等や、物流業者等に受入れ及び配送等を要請する。

■食料・物資供給の流れ



第3 住宅の応急対策

1 被災建築物の応急危険度判定

建設班は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を行う。



(1) 判定実施体制

役場に実施拠点を設置し、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。

また、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、応急危険度判定の有資格者を確保する。

(2) 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口等の見やすい場所に判定結果をステッカーで表示する。

判定は、避難所、病院、社会福祉施設等の防災拠点施設を優先的に行い、次いで、住宅の判定を実施する。

2 被災宅地の危険度判定

建設班は、被災した宅地の二次災害を防止するために被災宅地の危険度判定を行う。

(1) 判定実施体制

役場に実施拠点を設置し、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 住宅の応急修理

「災害救助法」に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分を応急的に修理する。

建設班は、相談窓口で修理の申し込み受け付けを行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により修理を実施する。

町で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

4 応急仮設住宅の建設

災害により住家を滅失し、自己の資力では住家の確保できない者を收容するため、町有地に応急仮設住宅を建設する。

(1) 対象者

建設班は、被害調査の結果等から仮設住宅の必要数や対象世帯を把握する。

また、相談窓口において入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅の入居対象者の基準は、次のとおりとし、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の入居対象者

- 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者
- ① 「生活保護法」(昭和25年5月4日法律第144号)の被保護者並びに要保護者
  - ② 特定の資産のない失業者
  - ③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
  - ④ 特定の資産のない高齢者・病弱者並びに障がい者
  - ⑤ 特定の資産のない勤労者
  - ⑥ 特定の資産のない小企業者
  - ⑦ 上記に準ずる経済的弱者等
- ※ 住民登録の必要はなく、町域に居住していることが明らかな者であればよい。

(2) 仮設住宅の建設

建設班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅用地から、ライフライン、交通等の利便性を考慮して適当な土地を確保する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき事前の準備計画をたてた後に建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等の事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。

なお、「災害救助法」が適用された場合の建設は、県が実施し、町はそれに協力する。

(3) 民間賃貸住宅等の借り上げ

建設班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅の確保、民間賃貸住宅の借り上げにより応急仮設住宅を提供できるよう努める。

(4) 管理

建設班は、応急仮設住宅管理台帳及び応急仮設住宅入居者管理台帳等を作成して、入居者の把握や動向等を把握する。

また、入居者の要望等を把握し、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

5 住家の被害調査・罹災証明書の発行

(1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、被災した住家を対象に被害調査を行う。

被害調査は、住家被害調査システムを用いて、住家の被災現場で住家被害認定調査を行う。調査の段階は、次のとおりである。

① 事前調査

災害発生直後に外観目視によって、住家の被害程度を住家被害調査システムに入力する。この情報は、県に災害速報として報告される。

② 第1次調査

事前調査の結果により災害救助法が適用された場合は、罹災証明書発行のために被害認定調査を実施する。調査は外観目視調査によって行い、住家の被害程度を住家被害調査システムに入力する。

③ 第2次調査

第1次調査を実施した住家の被災者から再調査の申請があった場合は、外観目視及び内部への立ち入り調査を実施し、住家の被害程度を住家被害調査システムに入力する。

(2) 被害の判定基準

被害の判定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らないの区分とする。

(3) 火災による被害調査

火災により焼失した家屋等は、山武郡市広域行政組合消防本部が「消防法」に基づき火災調査を行う。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

③ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(5) 罹災証明書の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において罹災証明書を発行する。

罹災証明書は、防災情報システムを活用し、被災者の申請に基づき発行する。

なお、火災に関する罹災証明書は、山武郡市広域行政組合消防本部が発行するが、町庁舎で発行できるよう調整するものとする。

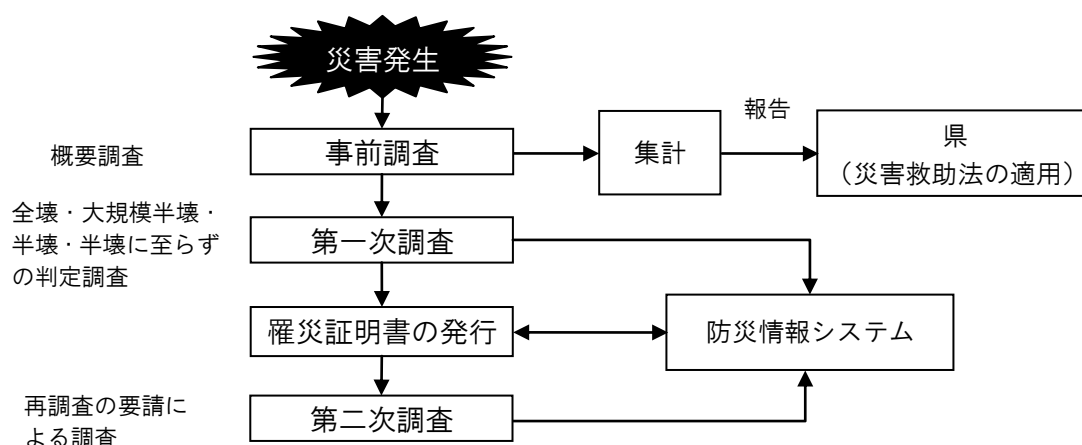
(6) 被災証明書の発行

総務班は、被害程度の判定を必要としない住宅の被害、住家以外の家財（家具・家電等）、塀・門などの工作物の被害について、被災者からの写真等について確認し、届出があった旨を証明する被災証明書を発行する。

(7) 非住家の被害調査及び罹災証明書の発行

産業班は、事業所等の住家以外の被害について、被災事業者から提出された写真等で確認し、罹災証明書を発行する。

■住家の被害調査及び罹災証明書発行の流れ



第4 ボランティアの協力

1 ボランティアの協力

災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、九十九里町社会福祉協議会に登録している災害ボランティアの他、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

■ボランティアの協力を得て実施する活動内容

1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食料等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 高齢者や障がい者等要配慮者の介護
- ⑤ 被災地の清掃
- ⑥ その他被災地における軽作業等

## 2 ボランティアの受入れ

### (1) 専門ボランティア

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受け入れる。

県災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

### (2) 一般ボランティア

九十九里町社会福祉協議会は、福祉班と連携して、保健センターにボランティア活動の調整機関として災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアを受け付ける。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

#### ■ ボランティアセンターの活動

##### ① ボランティアの登録及び管理

ボランティア台帳を作成し、ボランティアの登録及び管理を行う。

##### ② ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

##### ③ ボランティアニーズの把握

ボランティア活動のニーズの把握は、被災者の申し込み等を基にニーズ台帳を作成する。

##### ④ ボランティアの派遣

ニーズ台帳に基づき、ボランティアの派遣を行う。

##### ⑤ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報紙、報道機関等を通じて行う。

## 3 ボランティアの活動支援

町が要請したボランティア以外の食事や宿泊場所は、原則としてボランティア自らが対応する。

ボランティアの活動に必要な事務用品等の経費は、その必要性に応じて町が負担する。

## 第9節 応援派遣要請

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 相互応援協力体制	総務班、各班	山武郡市広域行政組合消防本部、 山武郡市広域水道企業団
第2 自衛隊の災害派遣	総務班	

### 第1 相互応援協力体制

#### 1 県への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。総務班は、これらの手続きを実施する。

##### ■千葉県への応援要請手続き

要 請 先	千葉県防災危機管理部防災危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	根拠法令 ・災害対策基本法第68条

#### 2 指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

総務班は、これらの手続きを実施する。

##### ■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は千葉県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員のあつせんについて必要な事項	派遣の根拠法令 ・災害対策基本法第29条 あつせんの根拠法令 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

3 市町村の相互応援

(1) 千葉県内市町村

県内で大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。総務班は、これらの手続きを実施する。自治体等の応援隊の受け入れ場所は、片貝小学校校庭とする。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受け入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 山武郡市市町

総務班は、山武郡市の市町との「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、避難場所や物資等の提供等について要請する。

(3) 県外市町村

総務班は、茨城県五霞町との「災害時における相互応援に関する協定」や、関東地方の自治体との「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書」に基づき、避難場所や物資等の提供等について要請する。

4 関係機関・団体・事業者等からの応援

各班は、各関係機関・団体・事業者等との協定に基づいて、応援を要請する。

5 消防の広域応援

(1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援

山武郡市広域行政組合消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基

づき、町長に報告の上、広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。消防の応援隊の受入れ場所は、九十九里町野球場とする。

(2) 緊急消防援助隊

山武郡市広域行政組合消防本部及び要請した県内の消防力を集結しても消防力に不足が生じると認めるとき、町長等は県知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、県知事に連絡をとることができない場合、直接消防庁長官に要請するものとする。

(3) 隣接消防機関等との消防相互応援

山武郡市広域行政組合消防長は、「消防組織法」第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している消防機関等に対し応援要請する。

(4) ヘリコプターの応援

本部長又は山武郡市広域行政組合消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

6 水道事業体の相互応援

山武郡市広域水道企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の水道事業体等に応援要請をする。

7 労働力の確保

本部長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、千葉南公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人者の申込をするものとする。

なお、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の確保に努めるよう要請する。

総務班は、これらの手続きを実施する。

## 第2 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊の災害派遣要請

(1) 派遣要請

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(2) 要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。



■自衛隊の支援活動

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者等の捜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	⑩ 物資の無償貸付け又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

(3) 派遣要請の手続き

本部長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

総務班は、これらの手続きを実施する。

■災害派遣要請の手続き

連絡先	千葉県防災危機管理部危機管理課
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿當地の状況等その他参考となるべき事項

(4) 撤収要請

本部長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

3 派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ準備

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を要求した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

また、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

■受入れ準備

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。
交渉窓口	① 総務班に連絡窓口を一本化 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請
宿営地の準備	九十九里中学校校庭に次のスペースを確保する。 ① 本部事務室 ② 宿営地 ③ 材料置場 ④ 炊事場（野外の適切な広さ） ⑤ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
ヘリコプター離発着場	九十九里中学校校庭

(2) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

■経費の負担区分

① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品除く）等の購入費、借上料及び修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議

## 第10節 施設の応急対策

《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 公共施設	産業班、建設班、各班	県（山武土木事務所・銚子漁港事務所）、千葉県道路公社、両総土地改良区、中央土地改良区
第2 ライフライン施設	ガス班	山武郡市広域水道企業団、東京電力株式会社、通信事業者、LPガス販売者

### 第1 公共施設

#### 1 公共建築物

施設を所管する各班は、所管施設の防災上の特性及び機能を考慮し、地震発生直後に被害調査を実施し、被害を確認した場合は、被災箇所について適切な応急復旧措置を講ずるものとする。

##### (1) 来庁者の安全確保等

各班は、状況に応じて、来庁者の安全を確保するため、適切な避難誘導を実施する。

また、建設班は、防災拠点施設を優先して応急危険度判定を実施し、各施設管理者は、判定結果に基づき必要な応急復旧措置を行い、二次災害の防止を図る。

##### (2) 応急復旧

応急復旧については、防災拠点施設となる建築物及びその機械・電気・通信施設等の応急復旧を優先的に行う。

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県その他関係機関に応援を要請する。

#### 2 道路・橋梁

道路管理者は、所管する道路、橋梁等について速やかに被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に応急復旧を行い、道路交通の確保を図る。

また、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。

建設班は、町道について通行の禁止又は制限の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急復旧を行う。

#### 3 河川・漁港施設

建設班は、県管理河川の堤防、護岸の被害を確認した場合は、山武土木事務所に通報する。

周辺に危険が及ぶと思われる場合は、周辺住民に周知する等必要な措置を講ずるとともに、災害対策本部に報告する。

産業班は、漁港施設の被害を確認した場合は、銚子漁港事務所に通報する。

#### 4 農業用施設

産業班は、危険区域をパトロールし、農業用排水路等の農業施設の被災箇所を確認した場合は、両総土地改良区等管理者に通報し、必要な応急措置を講ずるよう要請する。

また、周辺に危険が及ぶと思われる場合は、周辺住民に周知する等必要な措置を講ずるとともに、災害対策本部に報告する。

### 第2 ライフライン施設

#### 1 上水道施設

山武郡市広域水道企業団は、災害により水道施設に被害が発生した場合は、所定の配備体制をとり、関係機関と連絡を保ちながら応急復旧を実施する。

山武郡市広域水道企業団のみでは対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

##### ■上水道施設の復旧作業

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 管類等の資機材の確保      | ② 復旧に必要な人員の確保  |
| ③ 被害状況、復旧の見込み等の広報 | ④ 他水道事業体への応援要請 |

#### 2 ガス施設

##### (1) 都市ガス

ガス班は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には被害状況に応じた応急活動組織を編成し、応急復旧を実施する。ガス課のみでは対応不可能な場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会関東中央部会へ救援要請する。

また、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通し等について広報活動を行う。広報については、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

##### (2) LPガス

LPガス販売者は、使用者への広報など上記と同様の応急対策を行う。

#### 3 電力施設

東京電力株式会社は、非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、必要に応じて協定に基づき、町防災行政無線の活用を依頼するものとする。

#### 4 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって利用者に周知する。

## 第 1 1 節 応急教育・応急保育

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第 1 応急教育	福祉班、教育班	
第 2 応急保育	福祉班	
第 3 文化財対策	教育班	

### 第 1 応急教育

#### 1 災害発生時の対応

##### (1) 園児・児童・生徒の安全確保

学校長等は、授業時間内に災害が発生した場合、各学校等の避難計画等に基づき、園児・児童・生徒を安全な避難場所まで誘導し、保護者の引き取りがあるまで一時的に保護する。

また、県の「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年 3 月）に基づき園児・児童・生徒の安全を確保し、安否情報及び被害状況を教育班、福祉班に報告する。

##### (2) 安否の確認

授業時間外に災害が発生した場合は、各学校等の職員は、所属する園児・児童・生徒の安否を確認する。

##### (3) 避難所開設への協力

避難所に指定されている場合、学校長等は、避難所の開設等災害対策のため、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保する。

また、各学校では、避難所担当の職員、自主防災組織等と連携して避難者の受入れを行う。

#### 2 学校施設の応急復旧

教育班は、施設が被災した場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修繕する箇所について、応急修理又は補強を行う。

#### 3 応急教育

##### (1) 応急教育計画の作成

学校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況を判断して応急的に教育を実施するため、応急教育計画を作成する。

作成した応急教育計画は、教育班に報告し、決定次第速やかに保護者及び園児・児童・生徒に周知徹底を図る。

##### (2) 応急教育の実施

学校長等は、大きな被害が発生した場合は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき、授業等の一部を再開する。

教育班は、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

また、学校長等は、他市町村へ避難する児童、生徒については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

(3) 学校給食の措置

教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

教育班は、災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

## 第 2 応急保育

### 1 応急保育

福祉班は、保育所の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育場所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通所に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、被災者の園児、児童を一時的に預かる応急保育を実施する。

### 2 保育施設の応急復旧

福祉班は、施設が被災した場合は、緊急に修繕する箇所について、応急修理又は補強を行う。

## 第 3 文化財対策

文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財にあつては町教育委員会へ、県、国指定の文化財にあつては町教育委員会を経由して、県教育委員会へ報告する。

## 第12節 清掃・障害物・環境等対策

### 《対策の体系》

項目	実施担当	関係機関
第1 清掃・し尿の処理	建設班	東金市外三市町清掃組合、 山武郡市広域行政組合
第2 障害物の除去	産業班、建設班	県（山武土木事務所、銚子漁港事務所）、 千葉県道路公社、銚子海上保安部
第3 環境汚染の防止	建設班	
第4 動物対策	産業班、建設班	県（山武健康福祉センター、東部家畜保健衛生所、千葉県動物愛護センター）、 （公社）千葉県獣医師会

### 《自助・共助》

住民	・仮設トイレ、避難所内の清掃 ・ペットの自己管理
自治区・自主防災組織	・仮設トイレ、避難所内の清掃
事業所	—

### 第1 清掃・し尿の処理

#### 1 廃棄物の処理

##### (1) 処理体制

建設班は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき、発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

大量の廃棄物が発生し、町で処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村及び一部事務組合間で相互に援助協力をを行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

##### (2) 処理方法

廃棄物は、原則として被災者が東金市外三市町環境クリーンセンター又は町が設置した仮置場に持ち込むものとする。東金市外三市町清掃組合は、処分にあたって処理の効率化や分別処理を行い、適正に処分する。

建設班は、処理方法について住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

#### 2 粗大ごみ・生活ごみの処理

##### (1) 処理体制

建設班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施



計画を策定し、収集方法を決定する。

ごみの収集、処理は、委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(2) 処理の実施

建設班は、平常時と同様な方法でごみの処理を行う。

3 し尿の処理

建設班は、住家の被災、断水、停電によりトイレが使用できない被災者のために、避難所等に仮設トイレを設置する。災害発生当初は、備蓄している組立式簡易トイレで対応し、その後、協定に基づき確保した仮設トイレを設置する。

し尿の運搬処理は、山武郡市広域行政組合を通じて委託業者に要請して行う。

収集・処理が困難な場合には、県に応援を要請する。

## 第2 障害物の除去

1 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

(1) 除去の対象者

「災害救助法」に基づき、災害により障害物が住居又はその周辺に運び込まれ日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物（住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で、日常生活に著しい影響を及ぼすもの）を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。除去の対象者は、次のとおりである。

■住居等の障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水となったもの
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者

(2) 除去の実施者

建設班は、除去を建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

町で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 道路関係障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去

道路上の障害物の除去は、遺体等の特殊なものを除き、「道路法」第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。

建設班は、町道の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。除去の方法は、住居等の障害物の除去と同様に行う。

除去にあたって救助作業に特殊な機械が必要な場合は、建設事業者等から確保する。

(2) 放置車両等の移動

建設班は、管理する町道について、車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や、現場にいない場合は、車両の移動等の必要な措置をとる。

3 河川関係障害物の除去

2級河川に指定されている真亀川及び作田川の県管理河川については、障害物の除去を山武土木事務所が行う。

建設班又は産業班は、河川、水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住居等の障害物の除去と同様に行う。

4 漁港の障害物の除去

漁港区域の障害物、臨港道路上の障害物の除去は、県が行う。

銚子海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没船等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ又は勧告する。

### 第3 環境汚染の防止

建設班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

### 第4 動物対策

1 死亡家畜の処理

産業班は、家畜の死亡が確認された場合は、東部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2 放浪動物への対応

建設班は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、山武健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。

3 ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。

避難所には、ペットの収容スペースを指定し、所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 25 年 7 月）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。

建設班は、これに協力する。



# 附編 東海地震対応計画



# 第 1 章 総則





## 第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する8都県263市町村が強化地域として指定された。

九十九里町は、この強化地域には含まれていないが、強化地域の周辺に位置し、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、九十九里町防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画地震・津波災害応急対策編の附編として本計画を策定する。

## 第2節 基本方針

### 第1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- ① 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- ② 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

### 第2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

### 第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ① 東海地震が発生した場合の町の震度は、ほぼ全域で震度 5 強程度とする。
- ② 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前 10 時から午後 2 時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

#### 第 4 計画の実施

九十九里町は強化地域外であり、「大規模地震対策特別措置法」が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、「共通編 第 1 章 総則」、事前に行う措置は、「共通編 第 2 章 災害事前対策」、地震発生後の応急・復旧対策は、「地震・津波災害応急対策編」及び「共通編 第 3 章 災害復旧・復興対策」で対処する。

### 第 3 節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要がある。

## 第2章 東海地震注意情報発表から警戒 宣言発令までの対応計画



## 第1節 東海地震関連情報の発表と町の対応

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて住民に伝達される。

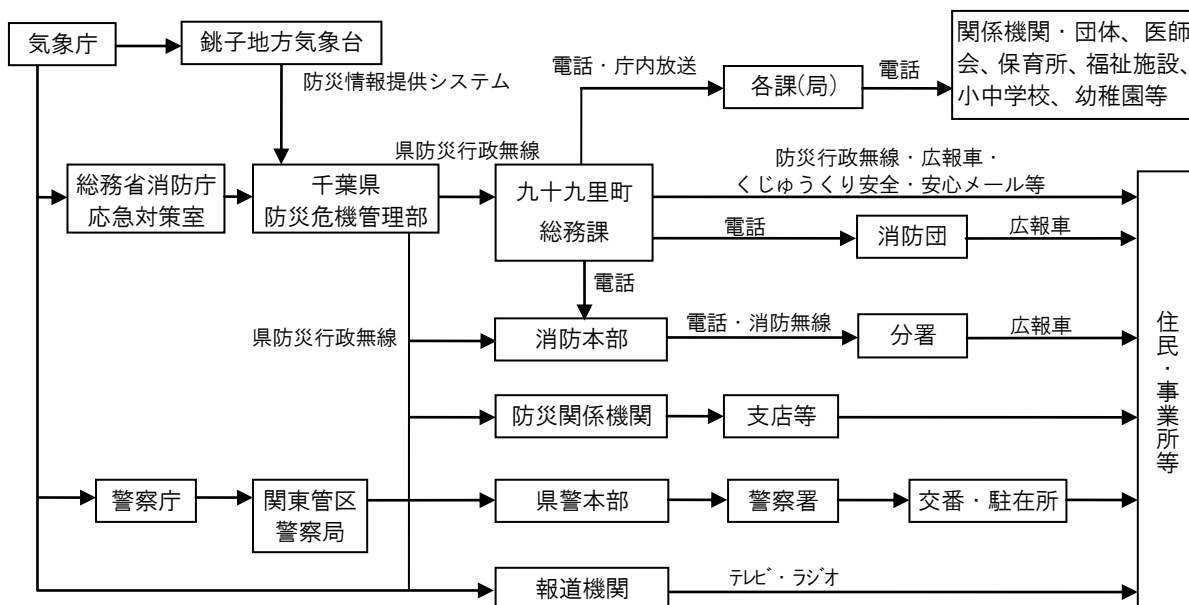
町は、情報に応じて次の対応をとる。

### ■東海地震関連情報と対応

情報		発表の基準	強化地域等での対応	町の体制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	—	—
	臨時	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況を発表	特に対策はしない。国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。	情報収集を行うほか、通常の体制
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表	必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策、救助部隊等の派遣準備	・情報収集、問い合わせ等の対応 ・災害対策本部設置準備(第2配備)
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表	警戒宣言の発令(内閣総理大臣) 住民避難、交通規制、百貨店等の営業中止	・災害対策本部設置(第3配備) ・情報収集 ・事前措置

## 第2節 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表された場合は、各機関は、次の経路で住民、事業所、関係機関、団体等に伝達する。



## 第3節 活動体制の準備等

総務班は、東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部設置前体制（第2配備）をとり、必要な職員を動員し、各防災関係機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- ② 社会的混乱防止のため必要な措置
- ③ 県、防災関係機関との連絡調整

## 第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

総務班は、状況に応じて防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等で必要な広報を行う。

## 第5節 混乱防止措置

防災関係機関は、東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	各部、各防災関係機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災関係機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項
県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
第三管区海上保安本部	職員の非常招集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。
東日本電信電話株式会社	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社NTTドコモ	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。





## 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置



## 第1節 活動体制

### 第1 町の体制

#### 1 災害対策本部の設置

町長は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

#### 2 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- ② 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
- ③ 各防災関係機関との連絡調整
- ④ 防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- ⑤ その他必要な事項

#### 3 配備体制

災害対策本部の配備体制は、第3 配備体制とする。

### 第2 防災関係機関の体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

機 関	体 制
県	(1) 県災害対策本部の設置 県地域防災計画に基づき、県災害対策本部が設置される。 (2) 県災害対策本部の組織及び運営 県地域防災計画に定めるところによる。 (3) 掌握事務 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達</li> <li>② 各防災機関の業務に係る連絡調整</li> <li>③ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施</li> <li>④ 報道機関等への情報提供</li> <li>⑤ その他必要な事項</li> </ol>
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等

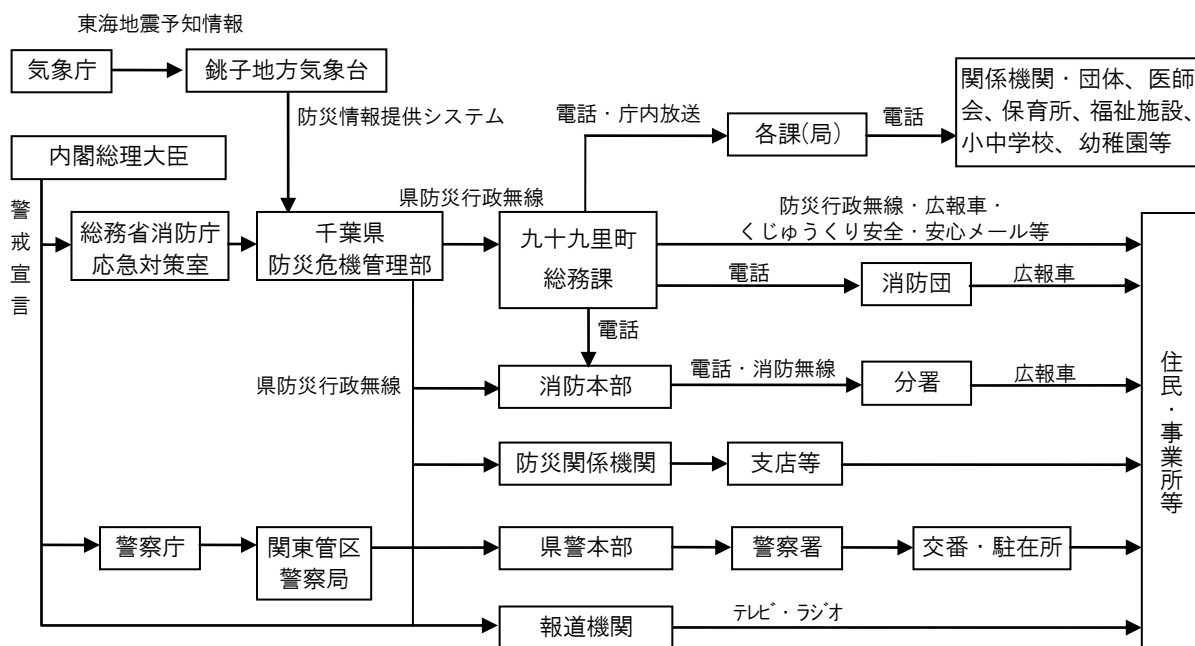
<p>銚子海上保安部</p>	<p>(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。</p> <p>(2) 地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。</p> <p>(3) 所掌業務</p> <p>① 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること</p> <p>② 対策本部船舶の運用に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること</p>
<p>陸上自衛隊 第1空挺団</p>	<p>計画に基づき災害派遣準備を実施</p>
<p>東日本電信電話 株式会社</p>	<p>(1) 情報連絡室の設置 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <p>① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。</p> <p>② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
<p>株式会社NTT ドコモ</p>	<p>(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保</p> <p>① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。</p> <p>② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
<p>KDDI株式会社</p>	<p>(1) 対策本部の設置 KDDI株式会社は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</p> <p>(2) 要員の参集 KDDI株式会社は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</p>
<p>その他の防災関係 機関</p>	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

## 第2節 警戒宣言の伝達及び広報

### 第1 警戒宣言の伝達

#### 1 防災体制の確立

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



#### 2 伝達方法

- ① 総務班は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を各班及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。
- ② 各班は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- ③ 総務班及び広報班は、住民に対して防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

#### 3 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は、次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- ② 本町への影響予測
- ③ 各機関がとるべき体制
- ④ その他の必要事項

■警戒宣言発令時の信号

警 鐘	(5点) ●—●—●—●—● (5点) ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) ●———— (間隔15秒) ●———— (約45秒)

- 1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること
- 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること

第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、道路における交通の混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、町及び各防災関係機関は、広報活動を積極的に行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される時は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた災害対策本部は、必要な情報を速やかに住民、各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

■警戒宣言時の広報

- 1) 広報の項目
  - ① 警戒宣言の内容の周知徹底
  - ② それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
  - ③ 防災措置の呼びかけ
  - ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- 2) 広報の実施方法
  - ① 防災行政無線
  - ② くじゅうくり安全・安心メール
  - ③ 町ホームページ
  - ④ SNS
  - ⑤ 広報車

## 第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒態勢を発令し、災害警備本部を設置する。

### 第1 基本的な活動

- ① 要員の招集及び参集
- ② 避難の指示、警告又は誘導
- ③ 警備部隊の編成及び事前配置
- ④ 通信機材・装備資器材の重点配備
- ⑤ 補給の準備
- ⑥ 通信の統制
- ⑦ 管内状況の把握
- ⑧ 交通の規制
- ⑨ 広報

### 第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

#### 1 警備部隊の事前配置

- ① 人の集中が予想される場所
- ② 交通規制・迂回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ③ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- ④ 災害危険場所
- ⑤ その他必要と認める場所

#### 2 広報

広 報 内 容	① 警戒宣言の内容及び関連する情報 ② 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ③ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 ④ その他民心の安定を図るため必要な情報
広 報 手 段	① パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 ② 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ③ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 ④ 報道機関、防災関係機関への情報提供

## 第4節 水防・消防等対策

町、山武郡市広域行政組合消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 火災・水害等防除のための警戒
- ③ 津波浸水予想地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- ④ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- ⑤ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- ⑥ 資機材の点検整備の実施

また、水防について、次の対応措置を講じる。

- ① 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- ② 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所(point)の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。



## 第5節 公共輸送・交通対策

### 第1 公共輸送対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導の下に、バス及びタクシーについて地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

### 第2 交通対策

#### 1 警察による交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- ① 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- ② 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

#### 2 道路管理者のとり措

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

##### (1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁の重点的な緊急点検巡視を実施する。

##### (2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

### 第3 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講じる。

#### 1 海上保安対策等

銚子海上保安部は、次の対策を講じる。

- ① 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに部内、

港湾関係団体に伝達する。

- ② 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- ③ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センター及び各港内交通管制室の機能を併用し、周知する。
- ④ 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- ⑤ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。
- ⑥ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- ⑦ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。
- ⑧ 着積中の船舶に対し、離積避難勧告等を行う。
- ⑨ 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- ⑩ 工事作業等は、中止するよう指導する。
- ⑪ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

## 2 漁船対策

県は、次の対策を講じる。

- (1) 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導
  - ① 操業安全指導及び海域内における操業指導
- (2) 漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。
  - ① 非常用発電機の点検と始動待機
  - ② 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知
  - ③ 空中線の点検、補強と切断対策の実施
  - ④ 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
  - ⑤ 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

## 第6節 上水道・電気・ガス・通信等対策

### 第1 上水道対策

#### 1 基本方針

山武郡市広域水道企業団は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### 2 人員の確保、資機材の点検整備等

##### (1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

##### (2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

#### 3 施設の保安措置等

① 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

② 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

③ 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

④ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

#### 4 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 通常の供給が維持されていること ② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ○ 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ○ 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	① 報道機関への放送依頼                      ② 広報車等による広報 ③ 水道工事店の店頭掲示                      ④ ホームページによる広報 等

## 第2 下水道対策

産業班は、次の対策を実施する。

- ① ポンプ場の運転管理について、委託業者と連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- ② 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

## 第3 電気対策

### 1 基本方針

東京電力株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

### 2 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集し、資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材等の確保に努める。

### 3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視、特別点検、通信網の確保及び応急安全措置等の予防措置を講ずる。

### 4 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報 内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 無断昇柱、無断工事をしないこと</li> <li>② 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること</li> <li>③ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと</li> <li>④ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること</li> <li>⑤ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること</li> <li>⑥ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと</li> <li>⑦ その他事故防止のため留意すべき事項</li> </ol>
広報 手段	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報</li> <li>② 広報車等による広報</li> </ol>

## 第4 ガス対策

ガス班は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの供給を継続するとともに、次の措置をとる。

## 1 施設等の保安措置

地震防災上、巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、巡視点検及び検査を行う。工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

## 2 広報

住民に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。

# 第5 通信対策

## 1 東日本電信電話株式会社

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

### (1) 要員の確保等

応急対策等の業務を実施するために必要な要員を確保する。

### (2) 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行うとともに、工事中施設の安全措置をとる。

### (3) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

### (4) 応急対策

#### ① 電話の輻輳対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

#### ② 番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

#### ③ 電報

非常、緊急電報の取り扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

#### ④ 窓口業務

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

2 株式会社NTTドコモ千葉支店

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

- ① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
- ② 災害復旧用資機材、車両の確認
- ③ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- ① 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。
- ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

3 KDDI株式会社

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとるものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

## 第7節 学校・病院・社会福祉施設等対策

### 第1 学校対策

教育班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、園児・児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- ① 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難所への移動を含む。）の措置をとる。
- ② 園児・児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
  - 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
  - 交通機関を利用している児童、生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- ③ 学校等に残留し、保護する園児・児童・生徒等については、氏名等を把握し、教職員の職務内容に従って対処する。
- ④ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底しておく。
- ⑤ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- ⑥ 校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、万年塚、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について、早急な措置をとる。
- ⑦ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ⑧ 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

### 第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、福祉班は、民間医療機関に対しては医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- ① 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- ② 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- ③ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- ④ 入院患者の安全確保に万全を期す。
- ⑤ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- ⑥ 水及び食料の確保を図る。

### 第3 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、

各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- ① 情報の受伝達  
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- ② 施設の防災点検  
応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等
- ③ 出火防止  
消火器の点検、緊急貯水等
- ④ 通所（園）者、入所者等の安全確保  
応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保、救護運搬用具等の確保
- ⑤ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- ⑥ その他必要な事項



## 第8節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、津波の影響を考慮して、自主避難のための避難所を開設する。

なお、詳細は、「地震・津波災害応急対策編第5節」を準用する。

(1) 避難勧告・指示

町長は、防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、町ホームページ及び広報車等により避難勧告又は避難指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ① 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

園児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

## 第9節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

### 第1 救護救援

福祉班は、(一社)山武郡市医師会及び(一社)山武郡市歯科医師会に対して発災に備えた連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応を要請する。

### 第2 防疫対策

福祉班は、山武健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- ① 防疫作業員の準備に関すること
- ② 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関する  
こと

### 第3 保健活動対策

福祉班は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- ① 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には、被災状況、医療機関の開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- ② 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- ③ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は、山武健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- ④ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

## 第10節 その他対策

### 1 食料・医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

#### (1) 食料の確保

産業班は、協定事業者等に対して、在庫確認及び供給準備を要請する。

#### (2) 医薬品の確保

福祉班は、山武郡市薬剤師会等に対し、医薬品等の供給準備体制をとるよう依頼する。

### 2 緊急輸送の準備

町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

#### (1) 緊急輸送車両の確保

福祉班は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。また、必要に応じて輸送会社等に緊急輸送の協力を要請する。

#### (2) 緊急輸送車両の確認

「地震・津波災害応急対策編 第4節」を準用する。

### 3 町が管理運営する施設対策

町が管理、運営する施設については、原則として開館、行事の開催を自粛するものとする。

各施設管理者は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

### 4 町税等の申告、納付等に関する措置

調査班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、町税等の減免、申告及び納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

### 5 危険動物の逃亡防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ① 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- ② 動物が施設から逃走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。



## 第4章 住民等のとるべき措置



東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い社会的混乱が発生することが予想される。町、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

## 第1節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家や塀の耐震化を促進する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。</li> <li>(2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。</li> </ol> </li> <li>2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。</li> <li>(2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</li> <li>(3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</li> </ol> </li> <li>3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</li> <li>(2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</li> <li>(3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</li> <li>(4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</li> </ol> </li> <li>4 消火器、消火用水の準備をする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</li> <li>(2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</li> </ol> </li> <li>5 非常用飲料水、食料の準備をする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分（できれば7日分）程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。</li> <li>(2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を3日分（できれば7日分）程度準備しておく。</li> </ol> </li> <li>6 救急医療品の準備をする。               <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。</p> <p>また、処方箋のコピーや医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。</p> </li> <li>7 生活必需品の準備をする。               <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> </li> <li>8 防災用品の準備をする。               <p>ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> </li> <li>9 防災講習会、訓練へ参加する。               <p>町、消防署等が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、</p> </li> </ol>

区分	とるべき措置
	<p>行動力を高める。</p> <p>10 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p> <p>(3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>11 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>2 電話の使用を自粛する。</p> <p>3 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>1 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(1) 町の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(2) 県、町、警察署、消防署等防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>(3) ベランダの置物をかたづける。</p> <p>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>(1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(2) ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>(4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>6 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>7 救急医薬品を確認する。</p> <p>8 生活必需品を確認する。</p> <p>9 防災用品を確認する。</p> <p>10 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>11 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>(1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>(2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>12 園児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>(1) 園児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>(2) 園児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>13 エレベーターの使用をさける。</p> <p>14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>



## 第2節 自主防災組織のとりべき措置

(自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治区等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。)

区分	と る べ き 措 置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織の編成と各班の役割を明確にする。</li> <li>2 防災知識の普及活動を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</li> <li>(2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、津波浸水予想地域等災害危険箇所を把握する。</li> <li>(3) 地域内の消防水利を把握する。</li> <li>(4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>(5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</li> <li>4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</li> <li>(2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</li> <li>(3) プロパンガスボンベの点検を指導する。</li> </ol> </li> <li>5 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。</li> <li>6 情報の収集、伝達体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。</li> <li>(2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</li> </ol> </li> </ol>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</li> <li>2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織の活動体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織の編成を確認する。</li> <li>(2) 自主防災組織本部を設置する。</li> <li>(3) 自主防災組織の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 町、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</li> <li>3 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（前節を参照のこと）。</li> <li>4 防災資機材等を確認する。</li> <li>5 園児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。</li> <li>6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</li> </ol>

## 第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>「消防法」により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（「消防法」で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛防災体制の確立               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</li> <li>(2) 組織の役割分担の明確化</li> </ol> </li> <li>2 教育及び広報活動               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員の防災知識の高揚</li> <li>(2) 従業員の安否確認方法</li> <li>(3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</li> <li>(4) 従業員の帰宅対策</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練               <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> </li> <li>4 危険防止対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設、設備の定期点検</li> <li>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</li> </ol> </li> <li>5 出火防止対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</li> <li>(2) 消防水利、機材の整備点検</li> <li>(3) 商品の整備点検</li> <li>(4) 易・可燃性物品の管理点検</li> </ol> </li> <li>6 消防資機材等の整備               <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> </li> <li>7 情報の収集、伝達体制の確立               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。</li> <li>(2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</li> </ol> </li> </ol>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</li> <li>2 自衛防災体制を準備、確認する。</li> <li>3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</li> <li>4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</li> </ol>

区分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛防災組織の活動体制を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自衛防災組織の編成を確認する。</li> <li>(2) 自衛防災本部を設置する。</li> <li>(3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防署等防災関係機関、テレビ及びラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</li> <li>3 危険防止措置を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設、設備を確認する。</li> <li>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</li> </ol> </li> <li>4 出火防止措置を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</li> <li>(2) 火気使用場所及び周辺を確認する。</li> <li>(3) 消防水利、機材を確認する。</li> <li>(4) 易・可燃性物品を確認する。</li> </ol> </li> <li>5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</li> <li>6 食料品等生活必需物資を販売（取り扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</li> <li>7 不特定かつ多数の者が出入りする大規模商業施設、ホテル、旅館等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</li> <li>8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</li> <li>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</li> <li>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、バス（駅・停留所）、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</li> <li>11 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</li> <li>12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</li> </ol>